



HYOSHIN

Disclosure 2020

兵庫信用金庫の現況

兵庫信用金庫の現況 2020



<https://www.shinkin.co.jp/hyoshin/>

CONTENTS

地域貢献度の高い 信用金庫をめざして

理事長 國田和彦



ごあいさつ

平素は兵庫信用金庫に格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

このたび、当金庫の経営理念、事業方針をはじめ、財務、業務内容や地域貢献活動について分かりやすくお伝えし、より一層のご理解をいただくことを願い「兵庫信用金庫の現況2020」を作成いたしました。是非ご高覧いただき、当金庫が更に皆さまのより身近な金融機関になることができれば幸いでございます。

さて、昨年度は5月1日の天皇陛下ご即位により、30余年続いた「平成の時代」が幕を閉じ「令和の時代」が始まり、11月に催されました「ご即位祝賀パレード」では、日本国民皆が新しい時代の始まりを寿ぎ、国中が祝賀ムードに包まれました。

しかしながら、昨年11月下旬に中国の武漢市で最初に症例が確認された新型コロナウイルスは、中国から東南アジア、日本へと広がり、程なく、アメリカ大陸、ヨーロッパ大陸、アフリカ大陸へと全世界に蔓延するところとなり、本年3月に世界保健機関（WHO）が、世界的な大流行（パンデミック）を宣言するに至っては、世界各地で外出禁止、企業・商業活動の停止、都市封鎖等が行われ、人・物・金の流通が止まり、国際的なサプライチェーンの寸断、国際貿易の縮小、株価の急落等で世界の金融経済に大きなダメージを与えています。

我が国においては、昨年10月の消費増税や長引く米中貿易摩擦の世界経済への影響による外需の弱まりから、景気の減速感が徐々に感じられていたものの、国内個人消費は比較的底堅く推移し、7月に開催が予定されていた東京オリンピック・パラリンピック関連での設備投資や需要の増加もあり、景況感は概ね横ばいで推移しておりましたが、国内において新型コロナウイルスが本格的に広がり始めた本年2月頃から急速に景況感の悪化傾向が表れ、4月に政府から発出の「緊急事態宣言」により、企業や個人の経済活動に大きな制約となる、観光・商業施設等への休業や不要不急の外出自粛等の要請がなされたことから更に様相が一変し、観光・飲食・イベント関連業に深刻な影響を与えていました。

更に国際貿易の低迷による生産設備、耐久消費財輸出の大幅な減少や国内生活用品の売上げ不振により、製造業にもその影響が大きく及んでいることから、我が国経済全体へも計り知れない暗い影を落とし、現下の金融経済環境は大変厳しく、4月に政府がまとめた月例経済報告では、「景気が急速に悪化しており、極めて厳しい状況」との認識が示されました。

また、金融機関を取り巻く経営環境自体もマイナス金利政策の長期化や貸出金利低下による利鞘の縮小等による収益環境の悪化やフィンテック等IT化へ向けた環境整備に多額の設備投資が必要と

なっており、一段と厳しさを増している状況にあると言えます。

このように激変し、厳しい金融経済環境の中、「第8次中期経営計画」の最終年度となる令和元年度、当金庫は、5つの基本方針、1.「情報リレーション営業の実践、事業性評価の推進」2.「お客様本位の良質な金融サービスの提供」3.「営業力の強化と収益・財務基盤の持続的な安定」4.「業務効率化、業務プロセスの見直し・改善の推進」5.「人材の育成強化と活躍の促進」のもとに質の高い金融サービスの提供をめざし、役職員一同、営業活動に努めてまいりました。

その結果、令和元年度の当金庫の業績は、預金期末残高については、前期比141億円減少の6,761億円、貸出金期末残高については、前期比34億円減少の3,253億円となり預金・貸出金ともに前期比減少となりましたが、収益面では物件費等の経費削減に努めた結果、経常利益873百万円、当期純利益681百万円を計上することができました。

令和2年度は、新しく3ヶ年の「第9次中期経営計画」を策定し、「顧客」、「組織」、「職員」の3つの観点からの基本方針、1.「お客様との情報関係性を深め、お客様と地域社会の課題に応える」2.「経営環境の変化に打ち勝つ、健全な業務運営・経営基盤の確立」3.「地域、お客様の成長を担う人材の育成」のもとに役職員一同、引き続き営業活動に取り組み、新型コロナウイルス感染拡大で多大な影響を受けている事業者の皆様への支援を確りと行うとともに、地域金融サービスの維持・発展に努めてまいりますので、今後ともご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

最後に皆様のご健勝とご繁栄を心よりお祈り申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

以上

令和2年6月

金庫の概要

●当金庫の概要 02

●令和2年度の事業方針 03

●兵庫信用金庫と地域社会 04

経営体制

●総代・総代会 06

●組織・役員一覧 08

リスク管理体制

●内部管理基本方針 09

●リスク管理体制 10

●コンプライアンス態勢 12

●お客様保護態勢 13

地域密着をめざして

●中小企業の経営支援 17

●お客さま満足度調査の実施報告 20

●環境推進・地域貢献活動 22

●職場環境向上への取組み 24

●沿革・トピックス 25

営業のご案内

●営業のご案内 26

●手数料一覧 32

資料編(財務内容)

●開示項目一覧 34

●令和元年度の業績 35

●財務諸表 36

●主な経営指標 41

●預金・貸出金 42

●有価証券に関する指標 44

●その他の経営指標 47

●子会社等に関する事項 50

●自己資本の充実の状況について 54

店舗のご案内

●ひょうしんのネットワーク 64

コンセプトは未来。ひょうしんのシンボル「のじぎく」を表現しています。アーチ状になつたたくさんの丸はテクノロジーとともにお客様のニーズにお応えしながら、お客様とともに歩みつづけていくひょうしんと、お客様の未来のために、ニーズにあった対応を常に心がける強いリーダーシップ精神を表しています。



HYOSHIN

当金庫の概要

■ 経営理念

まこと
愛と信と和を基に

あふるる活力により

金庫の発展をめざし

しあわせ
私たちの幸福とともに

地域社会に価値ある存在となろう

■ 金庫の概要 令和2年3月末現在

創業 昭和6年1月12日

本店 姫路市北条口三丁目27番地

会員数 43,641名

出資金 2,408百万円

店舗数 43カ店

店外ATM 16カ所

役職員数 532名



■ 当金庫の主要な事業の内容

1 預金業務

預金

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金を取り扱いしております。

譲渡性預金

譲渡可能な預金を取り扱いしております。

2 貸出業務

貸付

手形貸付、証書貸付および当座貸越を取り扱いしております。

手形の割引

商業手形、でんさいの割引を取り扱いしております。

3 内国為替業務

振込、送金および代金取立等を取り扱いしております。

4 有価証券投資業務

預金の支払準備および資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

5 附帯業務

代理業務

- ①日本銀行歳入代理店および国債代理店業務
- ②地方公共団体の公金取扱業務
- ③独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務
- ④株式払込金の受入代理業務および株式配当金、公社債元利金の支払代理業務
- ⑤独立行政法人住宅金融支援機構等の代理貸付業務
- ⑥信託代理店業務

保護預りおよび貸金庫業務

有価証券の貸付

債務の保証

公共債の引受

国債等公共債および証券投資信託の窓口販売

保険商品の窓口販売

電子債権記録業に係る業務

でんさいネットによる決済サービスを取り扱いしております。

令和2年度の事業方針

■ 中期経営計画

当金庫は、令和2年度を開始年度とする期間3ヵ年の経営計画「第9次中期経営計画～地域・お客様との『共通価値』の創造と発展～」を策定しております。

本計画におきましては、これまで取り組んできた貸出金を中心とした地域のお客様への貢献を推し進めると共に、お客様との情報関係性を深め、「ひょうしん」の総合力を発揮し、地域社会やお客様の課題に応え続けることをめざしております。

また、「経営理念」に基づき、以下3つの基本方針を策定しています。

第9次中期経営計画の概要

名称 第9次中期経営計画

～地域・お客様との「共通価値」の創造と発展～

期間 自2020年(令和2年)4月 1日

至2023年(令和5年)3月31日

1. お客様との情報関係性を深め、お客様と地域社会の課題に応える
2. 経営環境の変化に打ち勝つ、健全な業務運営・経営基盤の確立
3. 地域、お客様の成長を担う人材の育成

※共通価値：当金庫が、お客様との課題の共有、最適なソリューションを通じて、地域やお客様と共に成長・発展していく好循環の関係をさします。

■ 令和2年度事業計画

令和2年度は、第9次中期経営計画における3つの基本方針に基づき、右記の重点施策に取り組んでまいります。

当金庫は、これまでお客様との関係性構築の機会を増やし、本当に必要なニーズの把握と最適な解決策を提供することをめざして管理・推進態勢の整備を進め、お客様の課題解決に取り組んできました。

本計画では、これを一層推し進め、お客様の持続的成長が当金庫の収益に結び付くような好循環、すなわち「共通価値」の創造と発展に向かって取り組んでまいります。

また、当金庫が有するあらゆる経営資源の効率化を追求し、経営環境の大きな変化にも耐えうる信用金庫をめざしてまいります。

1. お客様との情報関係性を深め、お客様と地域社会の課題に応える

重点施策

- (1) お客様と課題を共有し最適な課題解決策を提案・実行する
- (2) お客様に寄り添う金融サービスを提供する

2. 経営環境の変化に打ち勝つ、健全な業務運営・経営基盤の確立

重点施策

- (1) 個人顧客向け金融サービスを充実
- (2) 有価証券運用・戦略の一層の高度化
- (3) 店舗戦略を見直し経営資源（ヒト・モノ・カネ）の効率性を高める
- (4) 職員意識を高め内部管理、リスク管理態勢を強化
- (5) しんきん共同センター加盟に向け着実な対応

3. 地域、お客様の成長を担う人材の育成

重点施策

- (1) 課題解決型営業力を強化
- (2) 若手・女性職員等の育成強化
- (3) 役職員間の絆とコミュニケーションの強化

兵庫信用金庫と地域社会

ひろげましょう 心と心のおつきあい

■ ひょうしんの地域貢献に関する考え方

当金庫は、姫路・神戸を中心に県下の瀬戸内沿岸地域を主な事業区域として、地区内の中小企業者や住民が会員となって、相互に助け合い、発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の地域金融機関です。

当金庫は、経営理念の中に「地域社会に価値ある存在となろう」やビジョンとして「地域貢献度の高い金融機関」になることを掲げており、地元の中小企業並びに地域の皆さまに対して、金融を通じた地域経済への貢献が使命であると考えております。特に、皆さまからお預かりした大切なご預金は、地元で資金を必要とする方々にご融資を行い、事業や生活の繁栄のお手伝いすることで、地域経済の持続的発展に努めています。

今後も、本業である金融機能を介した資金や情報の提供のほか、地域社会の一員として文化面や環境保全などの地道な活動を通じて、地域の皆さまとの絆をより強いものにし、広く地域社会の活性化に貢献してまいります。

※計数は令和2年3月末現在

お客様からお預かりしている預金積金について

地域の金融機関として、お客様からお預かりしている大切な財産を安全・確実に運用し、地域の発展に努めてまいります。また、お客様の資産づくりのお手伝いをするために新商品の開発やサービスの充実に向けて努力してまいります。

※当金庫で取り扱っております商品については、「営業のご案内」をご覧ください。

■預金積金残高…………… 676,151百万円

貸出金以外の運用に関する事項

融資以外の運用については、運用資産の安全性や流動性を重視し、そのリスクを十分把握した上で、収益性を高めるために有価証券投資や預け金の預入等を行っております。また、経済環境の変化や金利・株価・為替等の変動に対応した運用に努めています。

有価証券の期末運用残高は、前期末比163億円増加して2,124億円となりました。

保有する有価証券と預金残高の比率(預証率)は、31.4%です。

■余資運用残高…………… 364,897百万円

※余資とは、預け金、金融機関貸付金、買入金銭債権、有価証券のことといいます。

出資金

預金
積金

お客様 / 会員

会員数：43,641名
出資金：2,408百万円


ひょうしん
店舗数：43カ店
役職員数：532名

貸出金

支援
サービス

今期の決算について

「顧客や地域から真に必要とされる金融機関」の実現に向け、情報リレーション営業や事業性評価等を推進したものの貸出金は伸び悩み、また金利も引き続き低下したことから、貸出金利息は減少しました。

しかしながら、業務効率化による経費削減及び不良債権処理費用の減少に努めた結果、当期純利益は6億円を計上することができました。

地域のお客様へのご融資について

お客様からお預かりしている大切な預金積金は、地元企業の健全な発展と地域社会の活性化を目的として還元しております。また、様々な事業資金や個人消費資金ニーズにお応えするため各地方公共団体の融資制度等を活用し、融資商品の拡充に努めています。

※当金庫で取り扱っております商品については、「営業のご案内」をご覧ください。

■貸出金残高…………… 325,333百万円

■預金積金に占める貸出金の割合…48.11%

■貸出金残高の内訳

事業性資金…………… 208,959百万円

個人向け資金…………… 79,857百万円

地方公共団体向け資金… 36,516百万円

取引先へのご支援等について

当金庫は、地域に密着した金融機関として、地域の皆様に貢献することをめざし、財務面の問題はもとより、販路開拓、事業承継及び海外展開に向けた課題まで、お取引先の相談ニーズに幅広く対応できる態勢を整えております。様々な外部の専門機関とも連携を図りつつ、本部と営業店とが一体となってサポートに努めています。営業店ごとに定例の経営相談会を順次開催するほか、ご要望があればご相談のための訪問も実施しております。

総代・総代会

■ 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、お客様満足度調査を実施するなど日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

■ 総代とその選任方法

① 総代の任期・定数

- 総代の任期は2年です。
 - 総代の定数は130人で、会員数に応じて各選任区域ごとに定めています。
- なお、令和2年6月末現在の総代数は130人で、会員数は43,641人です。

② 総代の選任方法

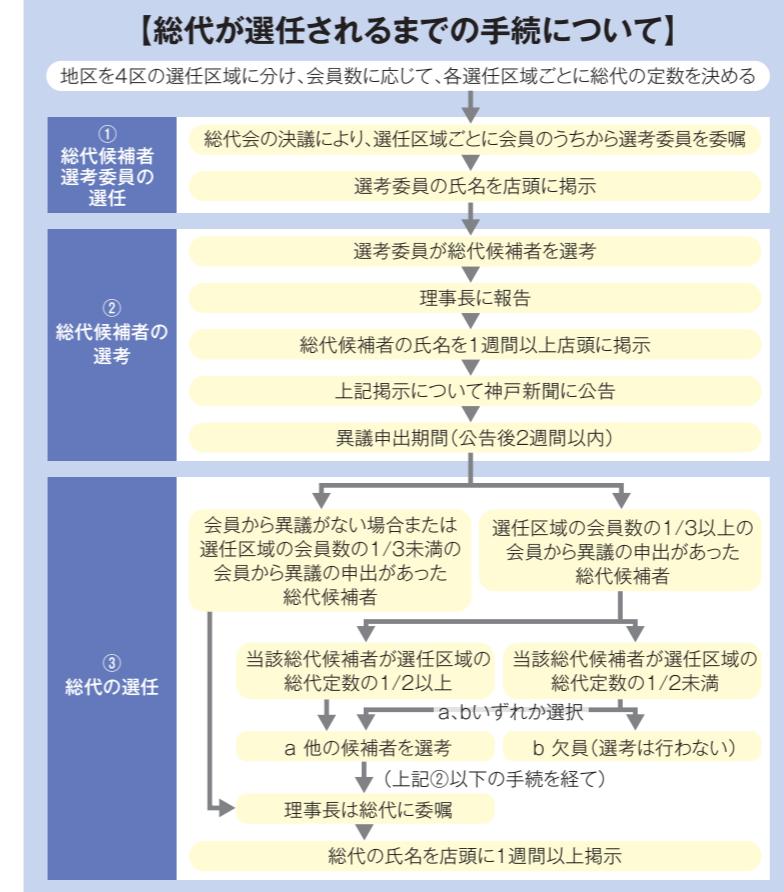
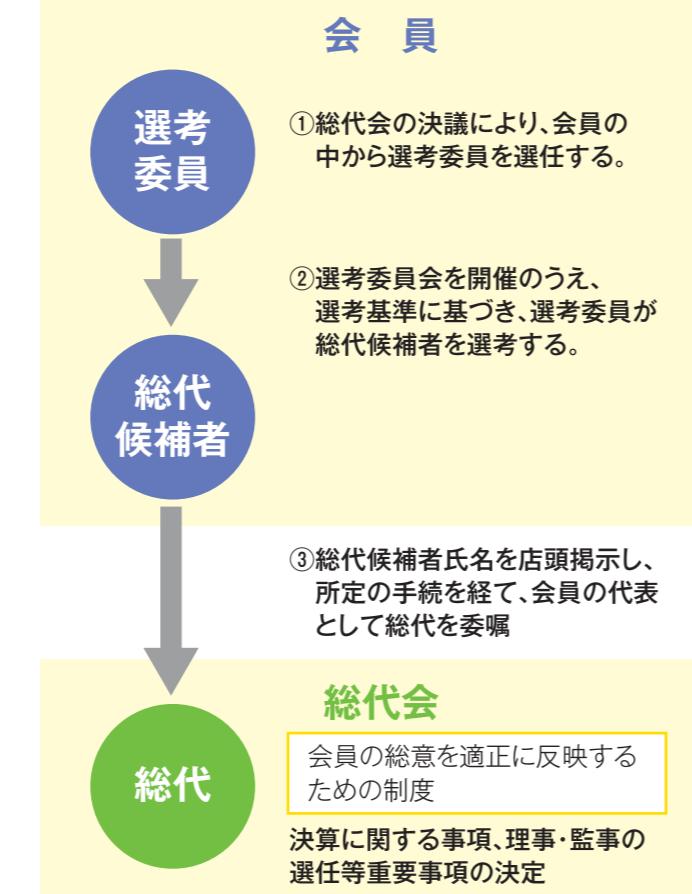
総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ① 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ② 総代候補者選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選任する。
- ③ 上記②により選考された総代候補者を会員が信任する(異議があれば申し立てる)。

総代候補者選考基準

① 資格要件	<ul style="list-style-type: none"> ● 当金庫の会員であること
② 適格要件	<ul style="list-style-type: none"> ● 人格、識見に秀れ、良識をもって正しい判断ができる方 ● 地域における信望が厚く、総代として相応しい方 ● 金庫の理念・使命をよく理解し、金庫との緊密な取引関係を有し、金庫の発展に寄与できる方 ● 80歳未満の方 ● その他総代選考委員会が適格と認めた方

総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。



■ 総代の氏名

(令和2年6月末現在) ※氏名の後の数字は総代への就任回数

第1地区	姫路市、たつの市、宍粟市、揖保郡及び神崎郡 (53人)
朝生 大吉 ③	阿比野剛 ⑧ 井上 明久 ① 植田誠一郎 ① 大西 健一 ⑪ 大西 雅之 ② 岡田 兼明 ⑥ 小河 智 ④ 勝間 功雄 ②
勝間一博 ②	加藤勝洋 ⑤ 金城裕満 ④ 神崎文吾 ① 間鍋延一 ③ 喜多村隆博 ⑧ 木津眞人 ⑤ 栗田 浩 ① 黒田昭男 ⑤
合田 博 ④	佐和吉敬 ⑩ 澤田脩一 ⑧ 重岡良則 ⑤ 諏訪芳一 ⑪ 罗川英毅 ② 高島真一郎 ⑩ 立花 充 ⑦ 田寺宣文 ①
田中康則 ⑩	茶畑眞一 ⑫ 利安宏文 ① 永井敬裕 ⑫ 中尾泰三 ④ 永岡準司 ⑦ 服部晴明 ② 濱本博司 ⑦ 早瀬竜太郎 ⑩
平野勝也 ⑧	福山一郎 ⑤ 藤木浩一 ⑧ 藤橋拓志 ⑧ 幅田泰輔 ④ 本田明良 ⑦ 本田眞一郎 ④ 前田義文 ⑯ 松原康浩 ③
三木典子 ①	水田裕一郎 ② 水本雅史 ⑪ 村角伸一 ⑨ 矢野善人 ⑦ 山野博也 ① 横田昌彦 ③ 横野修三 ⑦

■ 第46期通常総代会の決議事項

令和2年6月22日開催の第46期通常総代会において、下記事項の報告の後、次の各議案が付議され、それぞれ原案どおり承認されました。

- ① 報告事項
第46期(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件
- ② 決議事項
第1号議案 剰余金処分案承認の件
第2号議案 会員の法定脱退(除名)の件
第3号議案 任期満了に伴う理事8名選任の件
第4号議案 任期満了に伴う監事3名選任の件

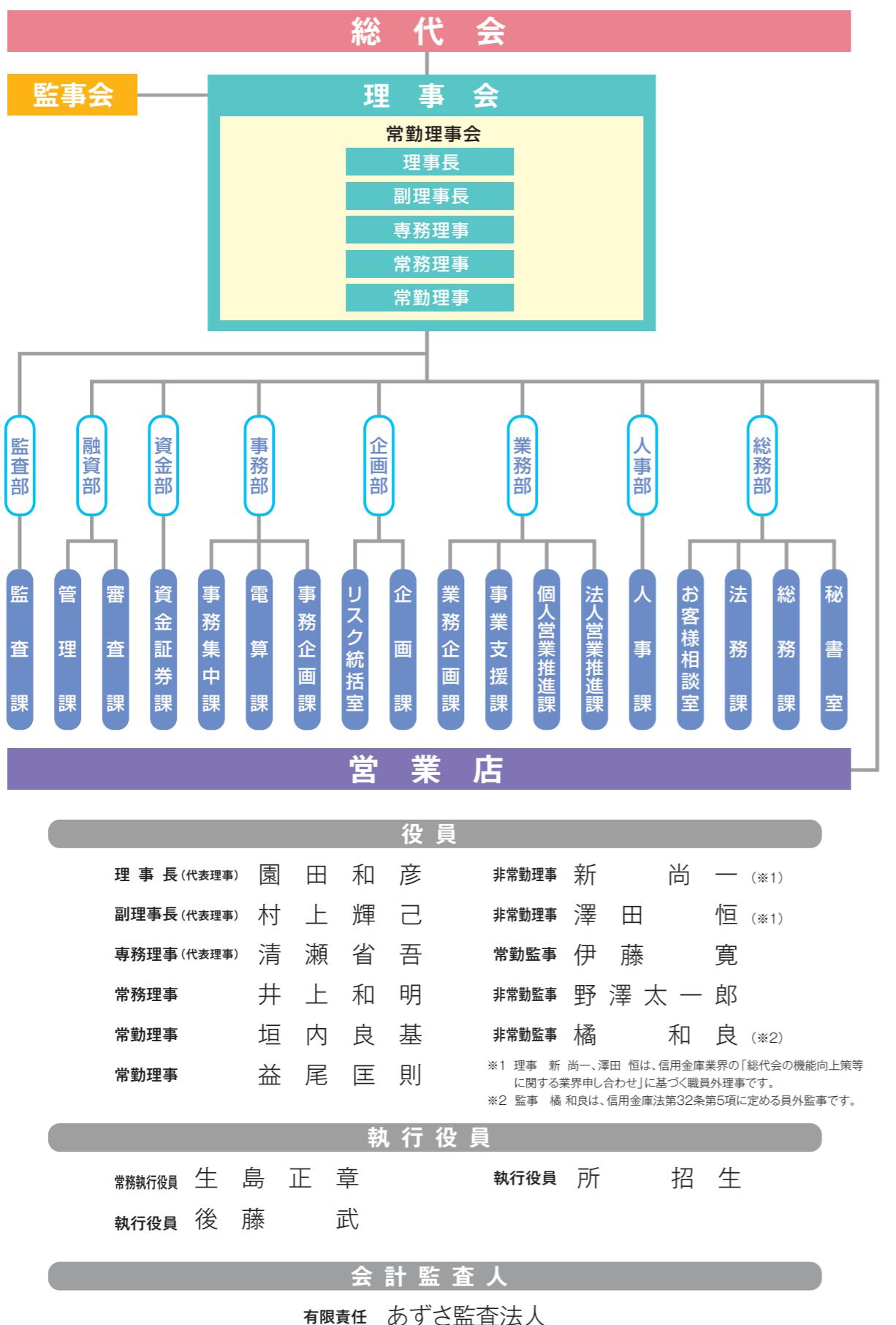
第2地区	赤穂市、相生市、赤穂郡及び佐用郡 (17人)
天野隆裕 ⑩	大木善夫 ⑪ 小河清之 ④ 司波尚俊 ⑧ 重田博雄 ④ 関孝行 ⑩ 竹原秀郎 ⑧ 谷本学 ⑩ 塚崎純 ④
寺田祐三 ⑩	西田欣泰 ③ 前田邦稔 ① 松井勝彦 ④ 渡信秀 ③ 目木敏彦 ⑧ 湯浅松樹 ⑤ 横山弘介 ⑪
第3地区	高砂市、加古川市、加西市、小野市及び加古郡 (10人)
太田久之 ③	大西俊二 ⑦ 栗原直樹 ① 助永嘉伸 ④ 仲上常幸 ⑧ 濱中幹雄 ⑥ 林藤雄 ③ 蓬萊昭治 ① 圓山善輝 ⑧
横山幸喜 ⑥	
第4地区	明石市、三木市(旧美嚢郡吉川町を除く)、神戸市、芦屋市、西宮市、尼崎市、宝塚市及び三田市 (50人)
荒巻道洋 ②	安藤文久 ⑤ 石坪浩一 ⑤ 石原良樹 ⑥ 上田耕司 ⑨ 横修滋 ⑧ 大橋博 ⑬ 大道公一 ① 岡澤和俊 ⑦
岡田和代 ⑧	奥田一弥 ⑨ 乙守典厚 ⑯ 小野純夫 ⑨ 小野成伍 ⑨ 春日秀樹 ⑯ 河野賢三 ⑨ 木村康次郎 ⑥ 小口壽一 ⑥
鈴木祐一 ④	須藤明彦 ③ 角南忠昭 ⑭ 高島武郎 ② 上田育宏 ① 武井宏之 ⑤ 竹森莞爾 ⑧ 塚本哲夫 ⑩ 植橋悦次 ②
道満雅彦 ⑨	富永彰良 ⑨ 中内仁 ⑦ 中野宏一郎 ⑤ 橋本和典 ④ 平岡謙二 ③ 藤秀満 ⑯ 藤井栄蔵 ⑨ 藤田勉 ⑧ 安井和樹 ⑨ 安田寛造 ①
藤田幸男 ⑬	藤本雅也 ⑥ 前田靖文 ⑬ 丸山恵右 ⑩ 水垣宏隆 ⑧ 南修理 ⑤ 本谷兼三 ⑭
山口元 ⑥	尤昭福 ⑧ 吉谷博光 ③ 米田篤史 ② 脇坂安知 ⑥

■ 総代の属性別構成比

- 職業別／法人役員127人(97.7%)、個人事業主3人(2.3%)
- 年代別／70代以上48人(36.9%)、60代43人(33.1%)、50代27人(20.8%)、40代12人(9.2%)
- 業種別／製造業33人(25.4%)、卸・小売業28人(21.5%)、建設業32人(24.6%)、サービス業12人(9.2%)、不動産業8人(6.2%)、その他17人(13.1%)

※法人役員の方は属されている法人の業種で分類しています。

組織・役員一覧



内部管理基本方針

当金庫はビジョンとして、地域貢献度の高い金融機関となることを掲げ、これを具現化するために「①法令を守る信用金庫、②収益力の強い信用金庫、③活気のある信用金庫」を目指しております。

また、業務の健全性や適切性を確保するための揺るぎない内部管理態勢があつてこそ、地域社会と共存・共栄が可能な地域貢献型の金融機関であることを経営の方針としております。

理事会はこれらビジョンや経営の方針に基づき、以下のとおり、当金庫の業務の健全性や適切性を確保するための態勢整備に係る内部管理基本方針を定め、組織全体に周知させることにより、地域の皆様に、より一層の安心・信頼をお届けしてまいります。

内部管理基本方針

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 法令等遵守の徹底を業務の健全性及び適切性を確保するための最重要課題の一つとして位置付け、その実践に係る基本方針及び遵守基準を定めた「コンプライアンス・ポリシー」を策定する。かつ、役職員が遵守すべき主な法令等を列挙し、違反行為の防止や早期発見をするため的具体的な手引書である「コンプライアンス・マニュアル」及び「コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画を記した「コンプライアンス・プログラム」を策定する。また、各規定を全役職員に配付し組織全体に周知させる。
- (2) 顧客保護等管理の整備・確立についても顧客保護及び顧客利便向上の観点から経営の最重要課題の一つとして位置付け、その基本理念・対応方針等を定めた「顧客保護等管理方針」「顧客保護等管理規定」を策定し、全役職員に周知徹底する。
- (3) 法令等遵守・顧客保護等管理に関する事項を一元管理する統括部門を設置するとともに本部各部および営業店毎にコンプライアンス担当者を配置し、統括部門との連携を図る。また、公益通報者の保護の窓口として、コンプライアンス上疑義のある行為等を知った場合に、所属部店の上司を介さず、直接統括部門の管理者に報告・相談を行うことができるコンプライアンス相談窓口を設置する。
- (4) 法令等遵守・顧客保護等管理に係る諸施策を具体的に検討・評価し、コンプライアンス体制を確立するためコンプライアンス委員会を設置する。同委員会にて、不祥事件等重大なコンプライアンス違反の恐れがあるとの結論に至った場合は、直ちに理事長に報告するとともに、付議基準に該当する場合は理事会・常勤理事会に付議する。
- (5) 上記の法令等遵守・顧客保護等管理に係る管理態勢に基づき、それらを補完し、コンプライアンス体制をより適切なものとするために、各下位規定を整備し、周知する。
- (6) 監査部門は、内部管理態勢の有効性および適切性に係る検証を行い、その結果について、担当理事を通じ常勤理事会に報告する。また、年度内監査実施状況について、担当理事を通じ、常勤理事会・理事会に報告するとともに、重要事項については、都度担当理事を通じ、常勤理事会・理事会に報告する。被監査部門に対しては、必要に応じて改善すべき事項を提案し、その改善状況を検証する。

2. 当金庫の理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当金庫の理事の職務の執行に係る情報・文書は、「理事会規定」、「常勤理事会規定」等に基づき議事録を作成し、適切に保存・管理する。
- (2) 当金庫の理事および監事はこれらの文書を常時間窓覧ができる。

3. 当金庫の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- (1) 金庫業務に係る各種リスクを統合的に把握・管理し、適正なリスクの範囲内での業務運営を図るためにリスク管理基本規定及びリスクカテゴリーに応じた管轄規定を定めるとともに、年度ごとにリスク管理方針を策定し、金融情勢の変化に対応する。
- (2) 各種リスクを管理するリスク管理主担当部門及び各種リスクを統合し管理できる体制を整備し、リスク管理の実効性および相互牽制機能を確保する。
- (3) リスク管理主担当部はリスクの状況を定期的又は必要な時に応じて随時ALM委員会等を通じ、リスク管理委員会に報告する。リスク管理委員会は、各担当部門が管理する各種リスクを統合的に管理し、リスク管理状況の検証およびリスク状況の報告を受け、今後の対応につき討議・検討する。また、経営に重大な影響を与える事案については理事会に対し随時報告する。
- (4) 監査部門は、リスク管理態勢の有効性および適切性に係る検証を行い、その結果について、担当理事を通じ常勤理事会に報告する。また、年度内監査実施状況について、担当理事を通じ、常勤理事会・理事会に報告するとともに、重要事項については、都度担当理事を通じ、常勤理事会・理事会に報告する。被監査部門に対しては、必要に応じて改善すべき事項を提案し、その改善状況を検証する。
- (5) 大規模自然災害、重大なシステム障害及び風評リスク等緊急事態の発生時に生じ得る損害や影響を最小限に抑えるため、理事会により改廃される「危機管理・業務継続方針」、「緊急時対応基準(コンティンエンジニアープラン)」、「業務継続基本計画」に基づき、平時より危機管理体制・業務継続体制を整備する。

4. 当金庫の理事の職務の執行が効率的に行われるることを確保するための体制

- (1) 理事会とその委任を受けた審議・決定機関である常勤理事会を一体化した意思決定・監督機能と位置づけ、それぞれの運営および付議事項等は「理事会規定(および同付議基準)」および「常勤理事会規定(および同付議事項)」に定める。
- (2) 理事会は、業務運営・業務分掌・職務権限等に関する諸規定を策定し、効率的な職務遂行を実践する。
- (3) 理事会は、経営方針・経営計画・業務・態勢に係る基本方針等を定める。

5. 次に掲げる体制その他の当金庫及びその子法人等から成る団体における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当金庫の子法人等の取締役・執行役・業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行なうべき者その他の者に相当する者(第3項および第4項において「取締役等」という。)の職務の執行に係る事項の当金庫への報告に関する体制
 - ①子法人等の担当理事は、関連会社管理規定等に基づき、子法人等から経営上の重要事項に関する報告を受ける。
 - ②当金庫関係部及び子法人等の定例会を開催し、経営上の課題等について協議するとともに、当該子法人等の経営上の重要事項に関する報告を受ける。
 - ③内部監査部門は、定期的又は必要があると認められるときは、法令等に抵触しない範囲において、コンプライアンス及びリスク管理の観点から子法人等への監査を行い、その結果を代表理事へ報告する。
 - ④当金庫の子法人等の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
 - ①子法人等の規模や特性等を踏まえ、業務内容に応じた管理部門を関連会社管理規定及び関連会社管理マニュアルに定める。

②子法人等担当理事及び統括部門、並びに当金庫が就任させた非常勤の取締役・監査役は、当該子法人等の取締役会・株主総会、並びに重要な会議等に出席し、リスク管理に係る諸問題を把握・検討・管理する。

(3) 当金庫の子法人等の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①当金庫は、子法人等における業務分掌・職務権限をそれぞれ業務運営規定・職務権限規定に定めると共に関連会社管理マニュアルで詳細に明記する。

②子法人等による統括部門または管理部門は、相互に意思の疎通を図り、グループとしての円滑な事業運営に資するため、子法人等の規模や特性等を踏まえて定期的な会議を開催する。

(4) 当金庫の子法人等の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①監査部門は、子法人等の法令等遵守態勢の有効性及び適切性に係る検証を行い、その結果は監査部門担当理事を通じ理事会等に報告する。重要事項については、都度監査部門担当理事を通じ、理事会等に報告する。

②監査部門は、子法人等及び子法人等統括部門に対しては、必要に応じて改善すべき事項を提案し、その改善状況を検証する。

③当金庫グループにおける法令違反等の未然防止と早期解決を図るため、子法人等の取締役等及び従業員も当金庫の内部通報制度を利用することができる。

6. 当金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

- (1) 当金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合は、理事会は監事と協議のうえ、十分検証できる能力を有する職員を配置できることとする。

7. 前条の職員の当金庫の理事からの独立性に関する事項

- (1) 当金庫の監事がその職務を補助すべき職員の人事に関する事項の決定については、予め監事に同意を求めることがあることとする。

8. 当金庫の監事の第6条の職員に対する指示の実効性確保に関する事項

- (1) 当金庫の監事の職務を補助すべき職員が監事監査業務の補助を行う場合は、監事の指揮命令に従い、理事の指揮命令を受けないとすることとする。

9. 次に掲げる体制その他の当金庫の監事への報告に関する体制

(1) 当金庫の理事及び職員が当金庫の監事に報告するための体制

①当金庫の理事は次に定める事項について、事態認識後直ちに監事に報告することとする。ただし、監事が出席した会議等で報告、決議された事項は対象しない。

・理事会及び常勤理事会で決議された事項

・当金庫に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

・経営状況に関する重要な事項

・内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項

・重大な法令・定款違反

・公益通報の状況及び内容

・その他コンプライアンス上重要な事項

②職員は前項に関する重大な事実を認識した場合には監事に直接報告できるものとする。

③当金庫の監事は理事及び職員に対して監査に必要な事項の報告を求めるができるものとする。

(2) 当金庫の子法人等の取締役、会員参加・監査役、執行役、業務を執行する役員、会社法第598条第1項の職務を行なうべき者その他の者に相当する者及び使用者又はこれらの人から報告を受けた者が当金庫の監事に報告するための体制

①子法人等の役職員が、法令・定款違反又はその可能性のある事実を発見した場合や当金庫又は子法人等に著しい損害を及ぼす可能性のある事実を発見した場合には、当金庫の監事又は法務課・人事課へ報告を行う。なお、法務課・人事課に当該報告がなされた場合には、法務課・人事課は監事への報告を行う。

②当金庫の監事は、子法人等の役職員に対して、その職務において必要な事項の報告を求めることがあるものとし、その要請を受けた者は、監事に対して速やかに適切な報告を行う。

③当金庫の監事は、その職務において必要な範囲において、子法人等の業務執行に係る重要な書類を閲覧できるほか、必要に応じて担当部門に説明を求めることがある。

10. 前条の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当金庫の監事への報告を行った者が当該報告をしたことを理由として、不利な取扱い(人事異動や考課等の人事権に係る事項のほか、嫌がらせの言動などの報復措置等の一切を含む)を行なうことを禁止する。当該事項をコンプライアンス・ポリシーの「公益通報者の保護について」で表明する。

11. 当金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 当金庫の監事が監査費用の前払いや償還に係る請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務がその職務の執行に必要ないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

12. その他当金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当金庫の監事は、理事会また常勤監事にいたっては常勤理事会、リスク管理委員会等の会議に出席し、業務の執行状況等について適切な監査の実施に努める。

- (2) 当金庫の監事は、会計監査人、監査部門およびコンプライアンス部門等と定期的に意見交換を行い、実効的な監査を実施する体制を確保する。

リスク管理体制

当金庫はリスク管理を経営の重要な課題と認識し、リスク管理の強化・高度化に向けた取り組みなど適切なリスク管理を行うための態勢・運営により、経営の健全性確保と適切な収益の確保に努めています。

リスク管理体制の整備についても、「リスク管理基本規定」を基に各リスクの管理規定及び「年度リスク管理办法」を制定するとともに、定量的なリスク管理等を定めた「統合的リスク管理規定」、各リスクの計量化方法などを定めた「各リスク計測マニュアル」を定め、リスク管理の充実・強化に努めています。

リスク管理体制の概要

当金庫は、リスクの種類に応じたリスク管理部署を設置するほか、経営陣によって構成された『リスク管理委員会』を設置し、金庫全体のリスク状況を統合的に把握・管理する体制をとっています。

『リスク管理委員会』ではリスク状況を定期的に議論するほか、金融環境の変化時には即座に同委員会を開催するなど機動的な態勢をとっています。更に、リスク管理の実効性を確保するため、組織上独立した内部監査部署による内部監査、監事および監査法人による外部監査を実施しております。

統合的リスク管理

統合的リスク管理とは、信用リスク、市場リスク、オペレーション・リスク等のリスクを各カテゴリー毎に評価し総体的に捉え、定量的に把握・合算したリスク総量を経営体力(自己資本)と比較・対照する等の方法により適切な管理を行うことです。

市場リスクおよび信用リスクについては、それぞれバリュー・アット・リスク(VaR)を計測しています。またオペレーション・リスク相当額の算出については、バーゼルⅡにおける基礎的手法を採用しています。

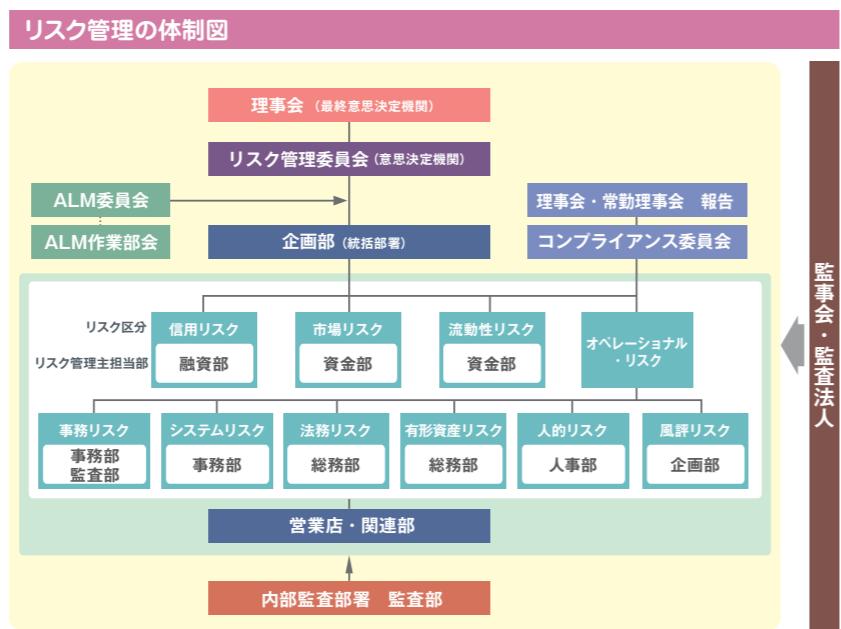
当金庫では、最低所要自己資本比率や健全性の確保を考慮したリスク限度枠を設け、収益計画や市場動向を勘案し市場リスク、信用リスク、オペレーション・リスク、預貸金の金利リスクの各リスクにリスク資本の配賦を行っています。これらのリスク限度枠やリスク資本の配賦はリスク管理委員会での協議を経て理事会で決定しています。

当金庫は、経営として許容できる範囲にリスクを制御し適正な収益を上げるため、統合的なリスク管理態勢の整備及び充実に取り組みしております。

信用リスク管理

信用リスクとは、与信先の業況が悪化し貸出金などの元本や利息の回収が困難となり損失を被るリスクです。当金庫は、信用リスクを管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を定めた「クレジットポリシー」を制定し、役職員に理解と遵守を促し、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。更に、与信先の信用度を反映した信用格付制度の導入やリスクに見合う貸出金利のプライシング設定などによりリスク管理の強化に向け取り組みしております。

また、「資産査定規定」「資産査定実施マニュアル」「償却及び引当規定」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率により算出された貸倒引当金は、その結果につき、監査法人の監査を受けるなど適正な計上に努めています。



市場リスク管理

市場リスクとは、金利や有価証券の価格、為替などの相場が変動することにより、保有する資産の価格が変動し、損失を被るリスクのことです。

当金庫では、経営体力に応じたリスクの範囲内で、健全性を重視し、さらに収益性を高めることを基本とし、統合的に管理しています。

また、債券の種類別残高や低格付債券ならびに仕組商品残高の限度額等の遵守状況や損益状況等の適切なモニタリング体制にくわえ、バリュー・アット・リスクによるリスク限度額および日次のアラームポイントを設定し、相場変動に伴う損失を一定範囲内に制御する体制を整えております。

バックテスティング

日々ベースで算出されたバリュー・アット・リスク(VaR)量と評価損益との関係を検証するバックテスティングを実施しています。予測したVaR量を上回る評価損失が発生した場合は、リスク管理委員会を開催しリスク管理方針や運用計画等について協議する態勢としています。

ストレステスト

ストレステストとは、「起こりうる可能性はあるが、通常のリスク管理からは除外して考える」ような市場の大きな変化に対して、保有する資産の価値がどの程度毀損するかを把握する手法です。

当金庫は、「金利125BP上昇と株価20%下落及び為替20%変動」をストレス事象と定義しストレステストを行っています。これは、ブラックマンデー時の株価下落と運用部ショック時の長期金利上昇及び1998年通貨危機時の為替変動を想定したものです。この他、「VaRバックテスト超過時の市場環境」によるストレステストを行い損失額を把握しています。

金利リスク管理

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫は、定期的に評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、銀行勘定の全ての資産、負債、オーバーバランス取引を対象に、一定のストレス的な金利変動シナリオを想定した場合に発生する損失額(金利リスク)の計測や、金利更改期を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響などを定期的に評価し、ALM委員会等で協議検討をするとともに、必要に応じて経営陣へ報告するなど、資産・負債の最適化に向けたリスクコントロールに努めています。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、予期しない資金流出により資金繰りが悪化したり、著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクです。当金庫では、安全性を優先し、健全な資金ポジションの構築、維持を図ることを基本としております。

オペレーション・リスク管理

オペレーション・リスクとは、「内部プロセス・人・システムが不適切あるいは機能しないこと、または外部要因により生じる損失に関するリスク」をいい、事務リスク・システムリスク等を含む広義の概念です。オペレーション・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、「リスク管理基本規定」や各種リスク管理規定を踏まえ、組織体制を整備するとともに、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

また、「お客様相談室」の設置による苦情・トラブルに対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点を重要視した管理態勢の整備に努めています。

なお、当金庫のオペレーション・リスク相当額の算定は、基礎的手法を採用しております。

事務リスク

事務リスクとは、預金や融資、為替等の事務を適切に処理しなかったため生じる事故、不正等を起こすことでの損失を被るリスクをいい、当金庫では、事務規定の整備、臨店検査、店内検査、並びに事務指導、研修体制の強化により、事務リスク発生の未然防止の措置を講じ、事務品質の向上に努めています。

システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムの停止または誤作動により損失を被ったり、不正使用や情報漏洩等によって損失を被るリスクをいいます。当金庫では、システムの管理手順を定め、システムの安全かつ円滑な運用と不正防止のための管理態勢をとっています。また、定期的に外部監査を受け、システムの信頼性・安全性の確保に努めています。

法務リスク

法務リスクとは、当金庫の経営やお客様とのお取引などにおいて、法令や契約書および金庫内部規定や社会規範等を遵守しないことから生じる損失・損害を被るリスクをいいます。当金庫は、経営理念、企業行動綱領、コンプライアンス・マニュアル等に基づき、態勢の整備を行い、地域社会からより信頼される企業づくりに取り組んでまいります。

有形資産リスク

有形資産リスクとは、災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損失を被るリスクをいいます。当金庫は、適切な管理態勢の整備とリスク軽減に向けた取り組みを進めております。

人的リスク

人的リスクとは、人事運営上の不公平・不公正および差別の行為(セクシャルハラスメント等)から生じる損失・損害を被るリスクをいいます。当金庫は、各種人事関連規定の整備や通報窓口の設置など公正な人事運営に努めるとともに、教育・研修や職場指導等により、適切な管理を行っております。

風評リスク

風評リスクとは、当金庫に関する報道、記事、噂等により当金庫の評判が低下し、信用が毀損されることにより生じる損失・損害を被るリスクをいいます。当金庫は、これからも、「地域社会に価値ある存在」となるよう地域密着の信用金庫を目指し、お客様との強い信頼関係の構築に努めています。

コンプライアンス態勢

■ コンプライアンス態勢

コンプライアンスとは、法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範を全うすることです。

当金庫では、高い企業倫理に従って透明で公正な事業活動を行うべく、コンプライアンスを経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、コンプライアンスへの積極的な取組みを行っております。

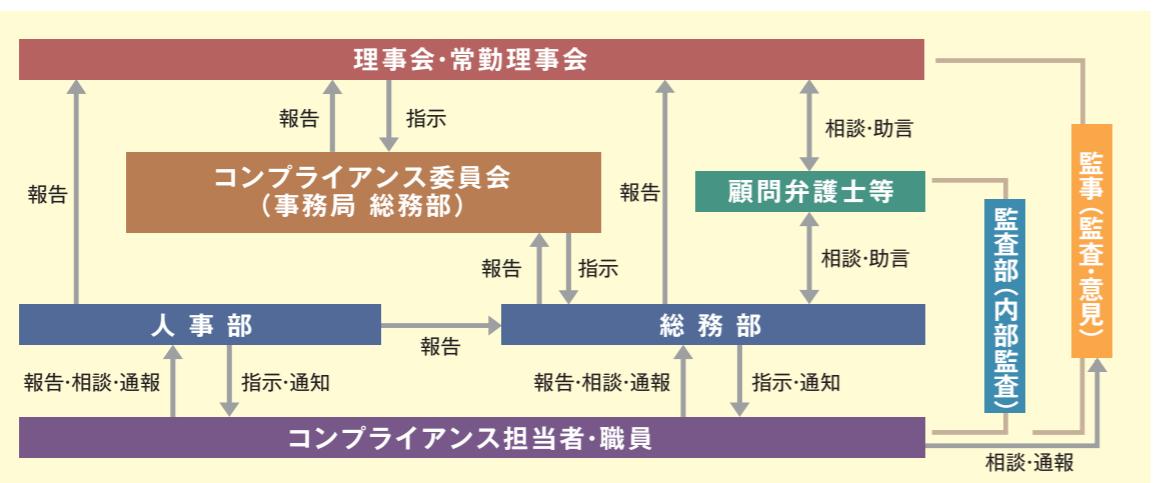
組織体制としては、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに係る諸施策を具体的に検討・評価、指示とともに理事会等への報告・提議を行うなど、一連の事案を総合的に管理しております。また、コンプライアンス統括部署として、平成17年1月に「法務課」を新設し、コンプライアンス態勢のさらなる強化を図っております。

啓発活動としては、「コンプライアンス・ポリシー」「コンプライアンス・マニュアル」等の規定を全職員に配付、また、本部研修、各部店での勉強会を定期的に実施し、コンプライアンスの啓発・指導に努めています。

平成17年4月から「個人情報保護法」、平成28年1月から「マイナンバー法」が施行され、当金庫におきましても、「個人情報保護宣言」にてお客様の個人情報の利用目的を公表する等、同法律に基づいた個人情報保護管理体制の整備を

また、平成18年4月施行の「公益通報者保護法」に対応する態勢も整えております。
これからも、コンプライアンスを最優先させ、地域社会からより信頼される企業づくりに取り組んでまいります。

《コンプライアンス組織体制図》



■ 当金庫の企業行動綱領

1. 信用金庫のもつ社会的使命と公共性を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。
 2. 経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さま本位の業務運営を通じて、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。
 3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。
 4. 経営等の情報の積極的、効果的かつ公正に開示し、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。また、信用金庫を取り巻く幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通じて、社会からの理解と信頼を確保し、自らの価値向上を図る。
 5. すべての人々の人権を尊重する。
 6. 従業員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。
 7. 資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。
 8. 信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。
 9. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努める。

(「コンプライアンス・ポリシー」より)

お客様保護態勢

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、信用金庫業務を通じ、「愛と信と和を基に、あふるる活力により金庫の発展をめざし、私たちの幸福とともに地域社会に価値ある存在となろう」という経営理念のもと、お客様の個人情報及び個人番号(以下「個人情報等」といいます。)について、下記の考え方、方針に基づき適正かつ厳格に取扱うことを宣言いたします。

制定日 平成17年 4月 1日

改定日 平成30年 1月 1日

兵庫信用金庫

理事長 園田和彦

個人情報保護方針

1. 当金庫は、お客様の個人情報等の取扱いに関し、個人情報等の取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守いたします。
 2. 当金庫は、個人情報等の取得、利用にあたっては、その利用目的を特定することとし、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報等の取扱い(目的外利用)はいたしません。また、目的外利用を行わないために、適切な管理措置を講じます。
 3. 当金庫は、ご本人の同意を得ている場合、法令に基づく場合を除き、取得した個人情報を第三者に提供することはありません。
 4. 当金庫は、個人情報等の取扱いに関する苦情及び相談を受けた場合は、その内容について迅速に事実関係等を調査し、合理的な期間内に誠意をもって対応いたします。
 5. 当金庫は、取得した個人情報等を適切に管理するため、組織的・人的・物理的・技術的な安全対策措置を講じ、個人情報等の漏えい、滅失又はき損の防止及び是正に取り組みます。
 6. 当金庫は、社会情勢・環境の変化を踏まえて、継続的に個人情報保護に関する個人情報保護マネジメントシステムを見直し、個人情報保護への取り組みを改善していきます。

個人情報等の取扱い

- 1. 個人情報とは**
本個人情報保護宣言における「個人情報」とは、「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報をいいます。

2. 個人情報等の取得・利用について

(1) **個人情報等の取得**

 - 当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をします。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客様の住所・氏名・電話番号・性別・生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産・年収・勤務先・勤続年数・ご家族情報・金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験・資産状況・年収などを確認させていただきます。
 - お客様の個人情報は、
 - 預金口座の新規申込書等、お客様にご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
 - 営業店窓口係や得意先係等が頭でお客様から取得した事項
 - 当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」等の入力事項
 - 各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項
 - その他一般に公開されている情報等から取得しています。

(2) **個人情報等の利用目的**

 - 当金庫は、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客様によって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。
 - お客様本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示及び提供することはございません。

**A. 個人情報(個人番号を含む場合を除きます)の利用目的
(利用目的)**

 - 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
 - 法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
 - 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
 - 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
 - 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
 - 与信事業に際して当金庫が加盟店の個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
 - 他の事業者等に個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
 - お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
 - 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
 - ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
 - 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
 - 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
 - その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

(法令等による利用目的の限定)

 - 信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
 - 信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

B. 個人番号の利用目的

 - 出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
 - 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
 - 金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため

④金地金取引に関する法定書類作成・提供事務のため

⑤国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため

⑥非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため

⑦預金口座付番に関する事務のため

上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

(3) ダイレクト・マーケティングの中止

 - 当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧説等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客様から中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客様は、お取引のある営業店もしくは下記のお問合せ先までお申出下さい。

3. 個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客様の個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つようにいたします。

4. 個人情報等の開示・訂正等、利用停止等について

 - お客様本人から、当金庫が保有している情報について開示等のご請求があった場合には、請求者がご本人（又は正当な代理人）であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
 - お客様本人から、利用目的の通知、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報の訂正・追加・削除または利用停止・消去及び第三者への提供の停止の必要があった場合には、必要な調査を行ったうえで遅滞なく応じます。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
 - お客様からの個人情報等の開示等のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。
 - 以上のとおり、お客様に関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、下記のお問い合わせ先までお申出下さい。手続に必要な書面の様式、ご本人又は代理人であることの確認方法等についてご案内させていただきます。

5. 個人情報等の安全管理について

当金庫は、お客様の個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。

6. 委託について

当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客様の個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

 - キャッシュカード発行・発送に関わる事務
 - ダイレクトメールの発送に関わる事務
 - 情報システムの運用・保守に関わる業務

7. 加盟する認定個人情報保護団体について

当金庫は、金融庁の認定を受けた認定個人情報保護団体である日本証券業協会の協会員です。同協会の個人情報相談室では、協会員の個人情報の取扱いについての苦情・相談をお受けしております。

(苦情・相談窓口) 日本証券業協会 個人情報相談室 TEL:03-6665-6784
ホームページ:<http://www.jsda.or.jp/>

8. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客様からの苦情処理に適切に取組みます。なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、下記のお問合せ先までご連絡下さい。

【個人情報保護管理責任者】兵庫信用金庫 総務部担当理事
【個人情報等に関する相談窓口】兵庫信用金庫 総務部
フリーアクセス:0120-685-123(受付時間 平日 8:45~17:00)
E-mail: bounyubu@bonyuhin.jp

■ 金融商品販売に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、下記の事項を遵守し、勧説の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、金融商品の販売等に際して、各種法令等を遵守し、適正な勧説・販売に努めます。
2. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
3. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために当該金融商品の重要な事項について説明をいたします。
4. 当金庫は、誠実・公正な勧説を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
5. 当金庫はお客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧説は行いません。
6. 金融商品の販売等に係る勧説についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

(注) 当金庫は、確定拠出年金運営管理機関として、確定拠出年金法上の「企業型年金に係る運営管理業務のうち運用の方法の選定及び加入者等に対する提示の業務」および『個人型年金に係る運営管理機関の指定もしくは変更』に関しても本勧説方針を準用いたします。

■ 「お客様相談室」の設置

平成18年2月に苦情・トラブル対応専任部署として「お客様相談室」を設置し、お客様からの苦情等に対して、迅速、的確に対応できる体制を構築しております。

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客様からの相談・苦情・紛争等(以下「苦情等」という。)を営業店またはお客様相談室で受け付けています。

- ① 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
- ② 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等およびお客様相談室にて連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
- ③ 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。

苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

兵庫信用金庫 お客様相談室	住 所	〒670-0935 姫路市北条口三丁目27番地
	フリーアクセス	 0120-685-123 受付時間／平日 9:00～17:00
	受 付 媒 体	電話、文書、面談、Eメール(houmubu@hyoshin.jp)

※お客様の個人情報は、苦情等の解決を図るために、またお客様とのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

- ④ 当金庫のほかに、一般社団法人 全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記お客様相談室にご相談ください。

全国しんきん相談所 (一般社団法人 全国信用金庫協会)	住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
	電 話 番 号	03-3517-5825
	受 付 日 時	月～金(祝日、12月31日～1月3日を除く) 9:00～17:00
	受 付 媒 体	電話、文書、面談

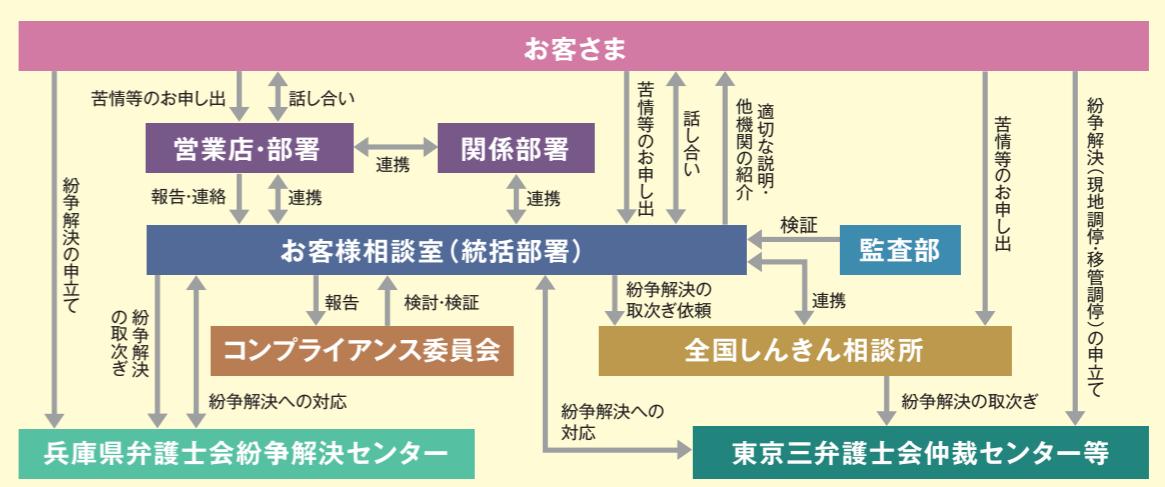
- ⑤ 兵庫県弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、お客様相談室または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。尚、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。

名 称	兵庫県弁護士会 紛争解決センター	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒650-0016 神戸市中央区橋通 1丁目4番3号	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電 話 番 号	078-341-8227	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受 付 日 時	月～金(祝日、お盆、年末年始除く) 9:00～17:00	月～金(祝日、年末年始除く) 9:30～12:00, 13:00～15:00	月～金(祝日、年末年始除く) 10:00～12:00, 13:00～16:00	月～金(祝日、年末年始除く) 9:30～12:00, 13:00～17:00

※上記東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外のお客さまにもご利用いただけます。その際には、「現地調停」「移管調停」の方法により、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。詳しくは東京三弁護士会、全国しんきん相談所またはお客様相談室にお尋ねください。

⑥ 当金庫の苦情等の対応

- 当金庫は、お客様からの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客様の信頼性の向上に努めます。
- (1) 営業店および各部署に責任者としてコンプライアンス担当者をおくとともに、お客様相談室がお客様からの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
 - (2) 苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署およびお客様相談室が連携したうえ、速やかに解決を図るよう努めます。
 - (3) 苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客様に対し、必要に応じて対応状況の進捗に応じた適切な説明を当該営業店・部署あるいはお客様相談室から行います。
 - (4) お客様からの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介いたします。
 - (5) 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
 - (6) お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
 - (7) 苦情等への対応が実効あるものとするため、監査部およびコンプライアンス委員会が検証する態勢を整備しています。
 - (8) 苦情等に対応するため、関連規定等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
 - (9) お客様からの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。
 - (10) 苦情等への取組体制



■ 振り込み詐欺救済法への対応

平成20年6月21日に「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」(いわゆる「振り込み詐欺救済法」)が施行されました。

この法律は、金融機関の犯罪利用口座に振り込まれ滞留している犯罪被害金を振り込み詐欺等の犯罪被害に遭われた被害者の方に返還する手続等について定めた法律です。

当金庫では、法律の定める手続により被害に遭われた場合の資金の返還対応に努めてまいります。振込先が当金庫の方は、右記の連絡受付窓口までご相談ください。

尚、振込先の預金口座が当金庫の預金口座でない場合は、振込先の金融機関にご相談ください。

振り込み詐欺等の犯罪に利用された預金口座に関する情報については、順次「預金保険機構」のホームページでご覧になれます。

● 預金保険機構のホームページ
URL : <https://furikomesagi.dic.go.jp/>

「振り込み詐欺救済法」及び
貸付条件の変更等に関する苦情相談
お問い合わせ窓口

お客様相談室(フリーアクセス)

 **0120-685-123**

受付時間／平日 9:00～17:00

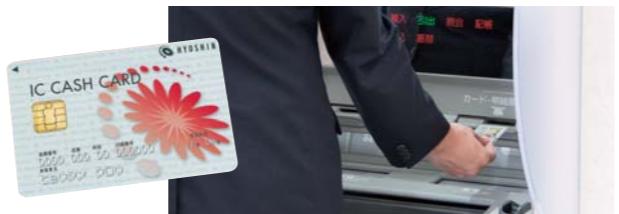
■ 金融円滑化への対応

当金庫では、「地域金融円滑化のための基本方針」「金融円滑化管理方針」「金融円滑化管理規定」等を策定し、地域金融の円滑化に必要な措置・態勢整備を図っており、その一環として、新規融資や貸付条件の変更等の申込等に対するお客様からの苦情相談への対応体制についても適切に整備を行っております。

尚、お客様からの貸付条件の変更等に関する苦情相談につきましても、右記の相談窓口をご利用ください。

■ 偽造・盗難キャッシュカード被害が発生した場合の補償

万一、個人のお客様が被害に遭われた場合は、原則として当金庫が被害額を補償させていただきます。ただし、お客様に「重大な過失」または「過失」がある場合には、被害額の全部または一部について当金庫が補償いたしかねる場合がございますので、十分ご注意下さい。



被害額の補償範囲

	お客様に重大な過失または過失がなかった場合	お客様に過失があった場合	お客様に故意または重大な過失があった場合
偽造キャッシュカード被害	原則として被害額の全額を補償させていただきます ※1		被害額は補償いたしかねる場合があります
盗難キャッシュカード被害	原則として被害額の全額を補償させていただきます ※2	原則として被害額の75%を補償させていただきます ※2	

※1 補償にあたっては、当金庫所定の書類をご提出いただくとともに、キャッシュカードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当金庫の調査にご協力くださいますようお願いいたします。

※2 補償を請求するためには、次の要件を満たしている必要があります。

①キャッシュカードの盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行なわれていること

②当金庫の調査に対し、お客様より十分な説明が行なわれること

③お客様が当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることやその他盗難にあったことを推測するに足る事実の確認ができるものを示していること

お客様の重大な過失となりうる場合

- ①他人に暗証番号を知らせた場合 ※
- ②暗証番号をキャッシュカード上に書き記していた場合
- ③他人にキャッシュカードを渡した場合 ※
- ④その他①～③までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

*病気の方が介護ヘルパーなどに対して暗証番号を知らせたうえでキャッシュカードを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

お客様の過失となりうる場合

① 次の【1】または【2】に該当する場合

- 【1】当金庫から生年月日などの推測されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行なわれたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合であり、かつ、キャッシュカードをそれらの暗証番号を推測させる書類等(免許証、健康保険証、パスポートなど)とともに携行・保管している場合
- 【2】暗証番号を安易に他人が認知できるような形でメモなどに書き記しつつ、かつ、キャッシュカードとともに携行・保管していた場合

② ①のほか、次の【1】のいずれかに該当し、かつ、【2】のいずれかに該当する場合で、これらの事由が相まって被害が発生したと認められる場合

- 【1】暗証番号の管理
 - ア. 当金庫から生年月日などの推測されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行なわれたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合
 - イ. 暗証番号をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など当金庫の取引以外で使用する暗証番号としても使用していた場合

- 【2】キャッシュカードの管理
 - ア. キャッシュカードを入れたお財布などを自動車内などの他人の目につきやすい場所に放置するなど、他人に容易に奪われる状態においていた場合
 - イ. 酷いなどにより通常の注意義務を果たせなくなるなどキャッシュカードを容易に他人に奪われる状況においていた場合

③ その他①、②の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

盗難キャッシュカード被害が発生した場合の留意点

お客様に故意、重大な過失または過失があった場合のほか、次のケースにも補償いたしかねる場合があります。

①被害に係る当金庫への通知が被害発生日の30日後までに行なわれなかつた場合

②お客様のご親族様などによる引出しの場合

③被害状況についての当金庫に対するお客様のご説明において、重要な事項について偽りがあつた場合

④戦争、暴動などによる著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してキャッシュカードが盗難された場合

時間／平日 9:00～17:00

中小企業の経営改善及び地域活性化のための取組状況

当金庫は、ビジョンとする「地域貢献度の高い金融機関」をめざし、「地域密着型金融の取組方針」を策定し、その達成に向けて日々活動してまいりました。このたび、令和元年度における同計画の主な取組実績を公表いたします。また、同計画の詳細な内容につきましては、ホームページ(<https://www.shinkin.co.jp/hyoshin/>)において公表しておりますので、ぜひご覧ください。

当金庫は、地域密着型金融を地域金融機関の使命として捉え、自主性・創造性を發揮しつつ、恒久的に、その推進・深化に取り組んでまいります。

主な取組み

①事業支援課を中心に、販路開拓、専門家派遣支援等の各種経営課題の解決に取り組みました。	②経営革新等支援機関の認定を受け、経営改善計画書策定のサポート等、より一層お取引先企業の経営支援に努めています。	③ひょうご中小企業技術・経営力評価制度に積極的に取り組み、取引先3件の申請を取り次ぎました。	④経営相談会を24カ店で実施しました。	⑤経営改善支援先を23先選定し、経営改善支援に取り組みました。
---	--	--	---------------------	---------------------------------

経営革新等支援認定機関について

当金庫は、平成24年8月に中小企業経営力強化支援法が施行された事に伴い、経営改善に取り組む中小企業者に対して、今後も継続して専門性の高い支援事業を実現していく為に、認定申請を提出し、「経営革新等支援機関」に認定されました。

「経営革新等支援機関」を認定する目的・効果としては、中小企業・小規模事業者の経営課題は、多様化・複雑化しており、既存の中小企業支援者に加え、金融機関や税理士法人等の専門性を有する支援事業を行う者の認定を通じ、各支援機関が連携を図り、中小企業・小規模事業者に対して専門性の高い支援事業を実現する事により、地域全体における支援機能の質を高め、中小企業・小規模事業者に対する支援の輪が一層広がる事を期待しております。

尚、自ら経営改善計画等の策定が困難な中小企業・小規模事業者を対象に「経営革新等支援機関」が経営改善計画策定支援を行うことにより、中小企業・小規模事業者の経営改善・事業再生を促進しております。

* 経営改善計画策定支援に要する費用等については、総額の2/3(上限200万円)まで、「経営改善支援センター」が支援します。

* 「経営革新等支援機関」とは、中小企業の経営相談等に関して専門的知識や実務経験が一定レベル以上ある者として、「中小企業経営力強化支援法」に基づき、国の認定を受けた公的な支援機関。主な認定支援機関として、税理士・税理士法人・公認会計士・中小企業診断士・弁護士・金融機関等があります。

ひょうご中小企業技術・経営力評価制度について

この制度は、公益財団法人ひょうご産業活性化センターが技術力・ノウハウや経営力・成長性を評価した評価書を発行し、企業価値のアピール、円滑な資金調達を支援する制度です。

兵庫県内に事業所を有し保証協会の保証対象業種に属する中小企業の皆様が利用できます。

経営相談会について

地域の中小企業・小規模事業者の皆様の幅広い分野にわたる相談事にお応えし、皆様の成長・発展をご支援させていただくことで地域経済の活性化のお役に立ち、地域社会と当金庫の共存・共栄を実現するために経営相談会を開催しております。(詳しくは26ページ「ひょうごしん経営相談業務」をご覧ください。)

経営改善支援等の取組実績 (平成31年4月～令和2年3月)

	期初 債務者数 A	うち 経営改善支援 取組先数 a	aのうち期末に 債務者区分が ランクアップ した先数 β	aのうち期末に 債務者区分が 変化しなかつた 先数 γ	aのうち 再生計画を 策定している 全ての先数 δ	経営改善 支援 取組率 a/A	ランク アップ率 β/a	再生計画 策定率 δ/a
						(単位:先数)	(単位:%)	(単位:%)
正常先 ①	3,006	0	0	0	0	—	—	—
要注意先 ②	1,394	18	0	17	16	1.2	0.0	88.8
うち要管理先 ③	0	0	0	0	0	—	—	—
破綻懸念先 ④	347	5	0	5	3	1.4	0.0	60.0
実質破綻先 ⑤	94	0	0	0	0	—	—	—
破綻先 ⑥	20	0	0	0	0	—	—	—
小計(②～⑥の計)	1,855	23	0	22	19	1.2	0.0	82.6
合計	4,861	23	0	22	19	0.4	0.0	82.6

(注)「再生計画を策定している先数δ」とは「中小企業再生支援協議会の再生計画策定先」+「RCCの支援決定先」+「金融機関独自の再生計画策定先」を記載しております。

創業・新事業支援融資実績 (平成31年4月～令和2年3月)

件数	金額(単位:百万円)
創業・新事業支援融資実績	64
	610

中小企業再生支援協議会等の活用実績 (平成31年4月～令和2年3月 当金庫持込み分)

先数	
中小企業再生支援協議会	3
保証協会経営サポート会議	1

個人保証・不動産担保に過度に依存しない融資の取組状況 (平成31年4月～令和2年3月)

件数	金額(単位:百万円)
技術評価制度利用融資	0
動産・債権譲渡担保融資	0
財務制限条項活用融資	23
	1,904

■ 地域金融円滑化のための基本方針

当金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1.取組方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組みます。

2.金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- 金融円滑化への対応を定めた、「金融円滑化管理方針」および「金融円滑化管理規定」を制定します。
- 本部に金融円滑化統括責任者および金融円滑化管理責任者を設け、取組状況に関する検討・分析、並びに、関連部署への指示・指導を徹底します。
- 営業店において、営業店長を金融円滑化営業店責任者および融資担当役席を金融円滑化営業店担当者として選任し、お客様からの「金融円滑化相談窓口」として対応します。

3.他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や兵庫県信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

■ 「経営者保証に関するガイドライン」について

中小企業・小規模事業者等(以下「中小企業」という)の経営者の方々による個人保証(経営者保証)の課題解決を目的に、日本商工会議所と全国銀行協会を共同事務局とする「経営者保証に関するガイドライン研究所」では、中小企業(債務者)や経営者(保証人)、金融機関(債務者)の自主的なルールとして「経営者保証に関するガイドライン」を策定しました。

平成26年2月1日以降、当金庫と中小企業の経営者の

皆さまとの間で、新たに保証契約を締結する場合、既存の保証契約の見直しや保証債務の整理をする場合等にこのガイドラインが適用されることとなります。

また、当金庫では、中小企業の経営者の方からのガイドラインに関する窓口を以下のとおりご用意しております。

**兵庫信用金庫 本支店窓口 及び
融資部 TEL.079-282-1259**

※なお、お客様からの貸付条件の変更等及び上記ガイドラインに関するご意見や苦情相談は、下記の相談窓口をご利用ください。

兵庫信用金庫 お客様相談室  **0120-685-123** 受付時間／平日 9:00～17:00

■ 「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また経営者保証の必要性についてはお客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

なお、令和元年度に当金庫において新規に無保証で融資した件数は555件、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は11.75%です。保証契約を解除した件数は7件、同ガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)は1件です。

■ 当金庫の金融仲介の取組みについて

平成28年9月、金融庁より、金融機関における金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価するための指標として「金融仲介機能のベンチマーク」が策定・公表されました。

当金庫では、地域密着型金融の推進、金融仲介機能の発揮に向けた取組みを実施しております。その取組みの自主点検・自主評価を行うために、ベンチマーク指標等を活用しております。

(ベンチマークの各指標は令和2年3月末基準)

当金庫がメインバンクとして取引を行っている企業のうち、経営指標の改善が見られた先数、融資額の推移

メイン先数(グループベース)	500	経営指標等が改善した先に係る3年間の事業年度末の融資残高の推移(億円)	平成30年3月末	平成31年3月末	令和2年3月末
メイン先の融資残高(億円)	1,011		468	481	477
経営指標が改善した先数	226				

ソリューション機能の充実・発揮

事業性評価推進体制の強化

取引先企業の経営改善や成長力の強化

ライフステージ別の与信先数(先数単体ベース)、融資残高

	全与信先	創業期	成長期	安定期	低迷期	再生期
与信先数 (先数)	4,846	361	374	2,253	246	528
融資残高 (億円)	2,040	94	199	1,159	80	334

■ 信用保証協会や日本政策金融公庫と協調した融資支援

■ 創業補助金事業申請に対する助言対応等の支援

■ 当金庫が関与した創業件数 80

■ 当金庫が関与した第二創業件数 1

■ 川上・川下ビジネスネットワーク事業をはじめとするビジネスマッチングや各種商談会、物産展等への出展の推進・提案

■ 公的機関や連携機関からの専門家派遣紹介を活用した課題解決

■ ひょうご中小企業技術・経営力評価制度を活用した評価書取得の支援や事業性評価による経営課題解決

■ 経営改善計画書の策定や定期的なモニタリング活動、適切な助言等による経営改善支援

■ 中小企業再生支援協議会の利用促進、公的機関や連携機関からの専門家派遣紹介など、関連機関との連携による経営改善支援

■ 中小企業再生支援協議会、信用保証協会や公的機関等との連携による事業再生等の支援

■ 公的機関や連携機関からの専門家派遣活用による円滑な事業承継支援やM&A支援

当金庫が貸付条件の変更を行っている中小企業の経営改善計画の進捗状況(先数)

条件変更総数 好調先 順調先 不調先

264 21 11 232

事業性評価に基づく融資の取組み

事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資残高	先 数	融資残高(億円)
286		89
上記計数の全与信先数および当該与信先の融資残高に占める割合	5.9%	4.3%

第15回お客様満足度調査の実施報告

平素は、兵庫信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

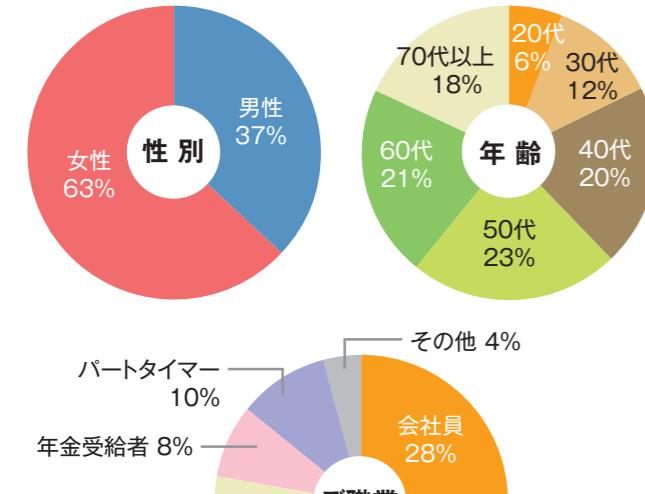
過日、当金庫をご利用のお客さまにご協力いただきました「お客様満足度調査」の結果につきまして、以下のご報告申し上げます。

当金庫は、この度のアンケート調査結果ならびに貴重なご意見・ご要望を経営、業務運営に反映し、より一層、お客様に愛される信用金庫を目指してまいりますので、今後ともご愛顧のほどよろしくお願ひ申し上げます。

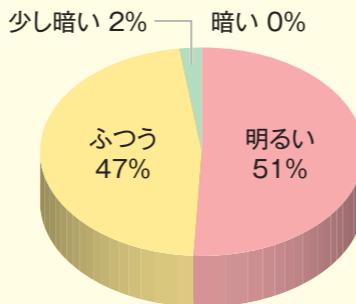
■アンケート実施内容

- ①実施日 令和2年2月27日(木)～令和2年3月16日(月)
- ②対象者 アンケート数 2,500先
回答数 2,493先(回答率 99.72%)
(会員のお客さま 1,034先)
(一般のお客さま 1,459先)
- ③調査方法 店頭および専門家による調査を実施

■回答者の属性

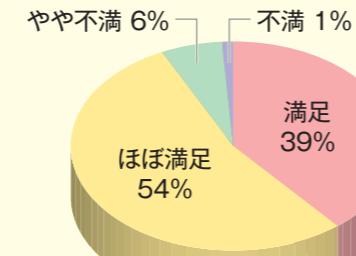


Q1 総合的な店舗の雰囲気・印象はいかがですか



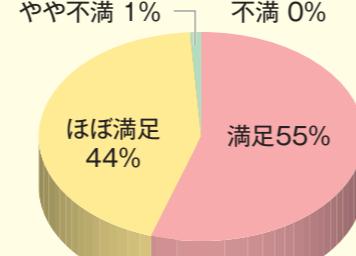
「明るい」「ふつう」で98%のご回答をいただきました。今後ともより一層ご満足いただけますように清潔で明るい店舗作りに努めてまいります。

Q2 窓口の待ち時間はいかがですか



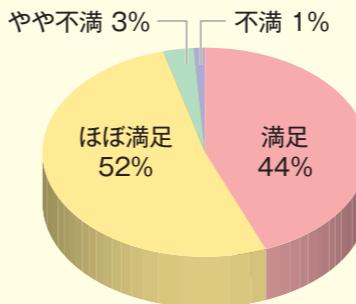
93%のお客さまから「満足」「ほぼ満足」のご回答をいただきました。正確な事務処理を心掛けていますが、迅速な事務処理を図り、より一層「満足」のご回答をいただけるよう努めています。

Q3 窓口係や電話での応対は親切で、言葉遣いは丁寧ですか



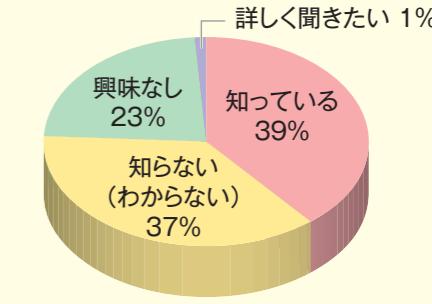
99%のお客さまから「満足」「ほぼ満足」のご回答をいただきました。金庫の顔となる窓口、電話応対につきましてはご満足をいただけるよう引き続きCSの向上に努めています。

Q4 専門担当者はお客様のご要望に沿った商品提案を行っていますか



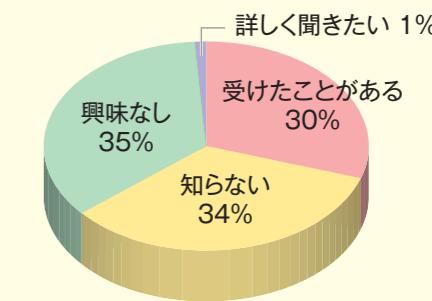
各種商品の充実を図り、お客様のご要望に沿った提案ができるよう、より一層積極的に取り組んでまいります。

Q7 事業者の方へのビジネスマッチングや各種専門家派遣など、経営支援を実施していることをご存知ですか



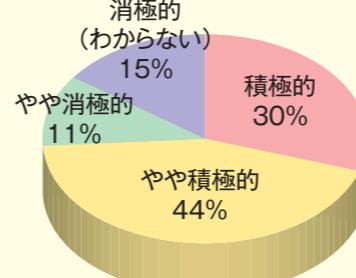
資金ニーズにお応えするだけでなく、事業拡大や経営上の問題など様々な相談事案にもお応えできるよう体制整備していることをPR、周知に努めています。

Q8 各中小企業支援機関(商工会議所等)などが実施しているセミナーや商談会などの情報提供を受けたことがありますか



中小事業者にとって身近な経営相談窓口、支援機関として商工会議所等があります。専門スタッフの情報量も豊富で、気軽にご相談できる窓口として、担当者よりご案内させていただきます。

Q9 当金庫との取引全般について



98%のお客さまから「満足」「ほぼ満足」のご回答をいただきました。引き続きご満足いただけるように日々の業務に努めています。

アンケート調査の中で、お客様からの貴重なご意見・ご要望等を129件いただき、誠にありがとうございました。

環境推進・地域貢献活動

環境推進活動

エコ商品の販売、『エコマーク認定』を受けた制服の採用、『芝屋根(屋上緑化)』の店舗など、「環境にやさしい信用金庫」を目指して活動を続けています。



紙のリサイクル

2003年度より本支店から排出される書類、伝票類を利用し古紙リサイクル運動を展開しています。リサイクルされた紙はダンボールやトイレットペーパーに再生され、資源を有効に活用しています。



地域イベントへの参加

「世界遺産姫路城マラソン」に毎年当金庫からボランティアスタッフとして参加し、給水所でのドリンク供給や走路員としてコース整備にあたるなど運営のお手伝いをしています。

各営業店においても、地域のイベントやお祭りなどに積極的に参加しています。



ふれあい大学

地域貢献活動の一環として毎年、文化講演会『ふれあい大学』を開催しています。第30期には女優 藤真利子さん、ミスターイガース 掛布 雅之さんをはじめ各方面でご活躍の著名人を講師としてお招きし、幅広いテーマでの講演となりました。毎回250名を超える方が受講されご好評をいただいております。



清掃活動

ボランティア活動の一環として、姫路城や須磨海岸の清掃活動に定期的に参加しています。2019年12月の「姫路愛城会清掃奉仕活動」には約70名が参加しました。各営業店においても地元の清掃活動に積極的に取り組み、地域の美化に努めています。



100円募金活動

2009年5月より有志職員から毎月一律100円の募金を募り、高齢者の方々への支援活動のために活用しています。第10回目は営業エリア内にある社会福祉協議会へ車いす22台を含む介護用品等を寄贈しました。これまでの車いすの寄贈台数は合計267台となりました。今後も当活動を継続し、高齢者の支援活動を応援してまいります。

バリアフリーの推進について

お客様の多様なニーズにお応えできるように各種バリアフリー機器を全店に設置しております。また、全職員は「認知症サポーター養成講座」を受講し、「認知症サポーター」となります。障がい者・高齢者の方への介助方法について学び、より多くのお客様に安心してご利用いただける店舗づくりに取り組んでいます。



神戸市産業振興財団との 「中小企業の事業承継に関する連携協定」について

「中小企業の事業承継に関する連携協定」は当金庫と取引のある後継者不在事業者と、神戸市産業振興財団が募集・登録した承継候補の起業家を橋渡した上で、当金庫と神戸市産業振興財団が事業承継に向け必要な支援を提供するための連携協定です。兵庫県下の地域金融機関において神戸市産業振興財団と協定を結ぶのは初めての取組となります。当金庫は顧客のライフステージに合わせた支援として全国的な課題である後継者不在による事業継続難という課題に対して積極的に関与していますが、本連携を通じて、地域経済の基盤を支える中小事業者の皆さまの円滑な事業承継をサポートしてまいります。



事業あつぎ問題の
なし相手になります。

専門家が相談にのり、
未来へつなぐ
お手伝いをします。

078-300-3220

兵庫県信用保証協会 「ひょうご信用創生アワード」について

「ひょうご信用創生アワード」は、事業者と金融機関、各種専門機関が協力しながら、事業の創業、成長または改善を行った事例の中から特に優れた成果を上げた事例について顕彰を行い、地域経済の発展に寄与することを目的として開催されています。前年度は、創業、成長、改善の3部門に対して合計45事例の応募があり、当金庫と株式会社フジソレノイド様が連携した「知的資産経営レポート作成による優位性を見出し、生産性向上・販路開拓による経営改善を図った事例」が、改善部門において優秀賞に選考されました。支援機関として、レポートや計画を作るだけでなく、その実現に向けて事業者をしっかりとサポートしている点について評価をいただきました。今後も当金庫がめざす伴走型支援を通して地域経済活性化を支援してまいります。



「公的支援制度活用・労務管理 及び外国人材活用」についての 経営者セミナー開催

地域振興・中小企業支援策の一環として、(株)エフアンドエム及びG.A.コンサルタント(株)の2社による顧客向け「公的支援制度活用・労務管理及び外国人材活用」に関する経営者セミナーを開催しました。本セミナーには、助成金受給や就業規則見直しの必要性や外国人労働者の活用を検討している52社・56名が参加しました。取引先の課題解決策や将来の不安を和らげる内容のセミナーであり、参加者からは数多くのご質問やご相談をいただきました。



職場環境向上への取組み

女性活躍推進法に基づく行動計画

兵庫信用金庫は、女性のキャリア形成を支援し、より多くの女性職員が安心して、生き生きと継続的に働くことができる就業環境の整備を行うため、次のような取組みを実施します。

計画期間

平成30年4月1日～令和5年3月31日

当金庫の課題

- 採用における男女競争倍率に大きな差は見られないが、役席に占める女性割合が低い。
- 役席者を目指す女性が少ない。
※この場合の「役席者」は、監督職以上に検印権限委嘱の事務係長を含みます。

目標と取組内容

目標 1 役席者に占める女性割合を20%以上にする。

【取組内容】

- 女性管理職・監督職・事務係長のトレーニング研修の実施
- 業務職向け階層別キャリアアップ研修の実施
- 女性総合職向けキャリアアップ研修の実施(年4回)
- 女性役席候補者のキャリア研修の実施(年1回)

目標 2 男女の平均勤続年数の差を0.7以上にする。(女性の平均勤続年数/男性の平均勤続年数≥0.7)

【取組内容】

- | | | |
|------------|--|--------------------------|
| 長時間勤務の削減 | ●各月別の平均残業時間の状況確認 | ●時間外実績推移表での確認と注意喚起 |
| 有給休暇取得の推進 | ●長期休暇の計画的取得の推進
●5連続休暇以外に3日の休暇を取得、ジョブローテーションでの上期・下期各2日以上の休暇を取得 | ●有給休暇取得率を向上させるための職場環境の整備 |
| 仕事と家庭の両立支援 | ●産前・産後休業者への「子育て支援のしおり」配付
●育児休業復帰者への研修、育休コミュニケーションシートでネットワーク支援する
●男性の育児休業の取得を推奨する | |

女性の活躍に関する情報公表について

就職活動中の学生など求職者の企業選択に役立てるとともに、女性が活躍しやすい企業として優秀な人材の確保や競争力の強化を目的として、「女性の活躍の現状に関する情報」を公表いたします。

※厚生労働省HP「女性の活躍推進企業データベース」でも公表します。

次世代認定マーク『プラチナくるみん』を取得

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主第5期行動計画(11項目の認定基準)を全て満たしたことにより、厚生労働大臣から「特例認定一般事業主」の認定を受け、特例認定マーク『プラチナくるみん』を取得しました。



女性活躍推進認定マーク『えるぼし』を取得

女性活躍推進法に基づく基準適合一般事業主認定(5項目の認定基準)の内、4項目を満たしたことにより、厚生労働大臣から認定マーク『えるぼし(段階2)』を取得しました。

当金庫は、これからも子育てをおこなう労働者の職場と家庭との両立を支援し、次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備に努めてまいります。



沿革・トピックス

ひょうしんのあゆみ

昭和 6 年	1月	網干信用販売組合設立 (S26.10.20.網干信用金庫に改組)
昭和 9 年	6月	飾磨信用組合設立 (S26.10.20.飾磨信用金庫に改組)
昭和 24 年	6月	上郡信用組合設立 (S25.7.6.赤佐信用組合に名称変更 S26.10.20.赤佐信用金庫に改組)
昭和 26 年	1月	神和信用組合設立 (S27.5.8.神和信用金庫に改組)
昭和 39 年	2月	網干信用金庫と飾磨信用金庫が合併、 播磨信用金庫設立 (今村 記平、理事長に就任)
昭和 40 年	7月	赤佐信用金庫と播磨信用金庫が合併、 播磨信用金庫とする
昭和 41 年	1月	吉田 伯治、理事長に就任
昭和 42 年	6月	下川 己之進、理事長に就任
昭和 46 年	3月	豊田 次、理事長に就任
昭和 47 年	5月	播磨信用金庫をはりま信用金庫に名称変更する
昭和 49 年	4月	はりま信用金庫と神和信用金庫が合併、 兵庫信用金庫設立
昭和 50 年	9月	オンラインシステム稼動
昭和 51 年	1月	園田 正和、理事長に就任
昭和 54 年	7月	営業地区の変更、三田市、宝塚市を拡張、印南郡が 加古川市に編入され事業地区は15市7郡となる
昭和 60 年	7月	本店営業部、外為業務開始
平成 2 年	5月	営業地区を拡張、尼崎市を加え、16市7郡となる (事務センター完成)
	5月	「第1期ふれあい大学」開講
平成 4 年	4月	「藤原台支店」新築オープン
平成 5 年	8月	預金量5,000億円達成
平成 6 年	10月	預金金利の完全自由化完了
平成 8 年	4月	「大久保支店」新築移転オープン
平成 9 年	5月	朝日監査法人と監査契約を締結
	11月	インターネット上にホームページ開設
平成 11 年	3月	郵貯ATMと相互接続開始
	6月	投資信託の窓口販売業務開始
平成 12 年	1月	イメージソング「のじぎくの花の輪を」制作
	3月	デビットカードサービスの開始
	12月	しんきんゼロネットサービスの開始

トピックス【令和元年度】

平成31年 4月 16日	兵庫県中小企業家同友会と連携協定締結
4月 22日	しんきんパンキングアプリサービス取扱開始
17日	第30期ふれあい大学開講(全9回)
令和元年 5月 23日	「緑の募金活動」による募金を公益社団法人兵庫県緑化推進協会に寄付(11月21日にも同募金の寄付実施)
6月 14日	「信用金庫の日」共同事業実施(専用ポケットティッシュ・花の種の頒布)
19日	スーパー定期預金「夏真っ盛り」キャンペーン開始
7月 5日	令和元年度 地域密着型金融の取組方針の公表
22日	「購入型クラウドファンディング」の取扱開始
8月 21日	「百円募金活動」により、県内12ヶ所の社会福祉協議会へ 車いす22台等を寄贈

営業のご案内

ひょうしん経営相談業務

当金庫は、全店舗において経営相談会の開催や訪問相談を実施し、経営にかかる各種ご相談を承っております。ご相談の内容に応じて外部の専門家や公的機関への橋渡しもいたします。お取引の有無などは問い合わせませんので、是非、お気軽に最寄の店舗または、事業支援課までお声かけ下さい。

相談内容 無料

財務改善	ビジネスマッチング	事業承継	技術開発
海外進出	M&A	創業・新事業	経営アドバイス

これまでの実績

令和元年度は24店舗で経営相談会を開催しました。定例相談業務の開催は、平成17年の開始以来、358回を数えており、「財務改善」「事業承継」「ビジネスマッチング」「海外進出」等、各種相談にご利用いただけております。

お問い合わせ先

兵庫信用金庫 業務部 事業支援課
TEL.079-282-1263
FAX.079-282-1252

相談業務

お客様の幅広いニーズにお応えするために相談窓口の充実・強化に努めています。

預り資産相談サービス

投資信託・生保年金等の預り資産の相談にお応えできるよう体制を整えております。お客様の人生設計に応じた、資産形成・資産運用・相続関連(税理士連携)のご相談に丁寧にお応えいたします。

『資産運用』お客様の資産形成に…

当金庫では投資信託をはじめ、個人年金保険、一時払終身保険、がん・医療保険、傷害保険、国債、地方債などの商品を各種取り揃えております。

お客様にあった運用プラン、保険提案をご案内いたしますので是非お気軽に各支店窓口までご連絡ください。

令和2年度 経営相談会日程

	月	日	開催店
上期	4月	16日	太子支店
		23日	東加古川支店
	5月	14日	学が丘支店
		21日	山の街支店
	6月	12日	佐用支店
		25日	相生支店
	7月	16日	神戸中央支店
		30日	白浜支店
	8月	6日	甲子園支店
		20日	神戸駅前支店
下期	9月	10日	高砂支店
		24日	加古川支店
	10月	8日	本店営業部
		22日	広畠支店
	11月	12日	藤原台支店
		26日	姫路中央支店
	12月	3日	東灘支店
		17日	大久保支店
	1月	14日	新長田支店
		28日	六甲支店
	2月	4日	網干支店
		18日	赤穂支店
	3月	4日	御旅支店
		18日	飾磨支店

インターネットバンキングサービス 令和2年末現在

インターネットに接続可能なパソコン(個人インターネットバンキングサービスは携帯端末も利用可)による操作で残高照会や入出金明細照会・資金移動(振込・振替)などがご利用いただけるサービスです。

また、インターネットバンキングサービスをご利用のお客様はマルチペイメントネットワークサービス(ペイジー)もご利用いただけます。

法人インターネットバンキングサービス

ご利用できる方	法人・個人事業者の方		
ご利用対象口座	普通預金・当座預金		
サービス内容	オンラインサービス	残高照会 入出金明細照会 振込・振替	
	ファイル伝送サービス	総合振込 給与振込 賞与振込 預金口座振替	
		平 日	土・日・祝日(12月31日、1月1日～1月3日含む)
ご利用時間帯	各種照会	残高照会	7:00～23:00
		入出金明細照会	8:00～21:00
		取引履歴照会	
資金移動 (振込・振替)	当日	7:00～23:00	8:00～21:00
		予約	
	ファイル伝送サービス	9:00～16:00	ご利用できません
ご利用できる人数	最大5人まで		
月額基本手数料	オンラインサービス	1,100円	
	ファイル伝送サービス(オンラインサービスを含む)	2,200円	

※上記手数料には10%の消費税が含まれています。

個人インターネットバンキングサービス

ご利用できる方	個人の方		
ご利用対象口座	普通預金		
サービス内容	残高照会	現在残高、前日・前月末の残高をご照会いただけます。	
	入出金明細照会	入出金のお取引をご照会いただけます。(約3ヵ月)	
	振込・振替	ご指定のお振込先口座に振込ができます。	
ご利用時間帯	各種照会	平 日	土・日・祝日(12月31日、1月1日～1月3日含む)
		7:00～23:00	8:00～21:00
振込 *	当日取引	7:00～23:00	8:00～21:00
		予約・予約取消	
	税金・各種料金の払込み		
月額基本手数料	無料		

* お受取人様の金融機関が対応していない場合、または、お受取人様の口座の条件や口座の商品性によりましては、即時に入金されないケースがございます。

※ご利用端末について

法人インターネットバンキングサービス・個人インターネットバンキングサービスのご利用いただける端末はホームページの各種サービスに掲載しております。

預金業務

預金の種類		内容と特色		預入金額	預入期間	
総合口座	普通預金	普通預金に定期預金をセットでき、定期預金の90%(最高200万円)まで自動融資をご利用いただけます。		1円以上	出し入れ自由	
	定期預金	1冊の通帳に「貯める、受取る、支払う、借りる」の4つの機能を備えており、便利です。		1,000円以上	6ヶ月、1年、2年 3年、4年、5年	
定期預金	普通預金	いつでも入出金ができ、給料、年金のお受取り、公共料金の自動支払はもちろんキャッシュカードもご利用いただけます。		1円以上	出し入れ自由	
	無利息型普通預金(決済用普通預金)	基準残高30万円以上(I型)と10万円以上(II型)があり、残高に応じて普通預金よりも有利な利率が適用されます。金利情勢により利率が同じになる場合もあります。				
定期預金	貯蓄預金	会社や商店のお取引に「ひょうしん」の小切手、手形をご利用ください。		1円以上	出し入れ自由	
	当座預金	納税資金の計画的積立をご利用ください。非課税です。	1円以上			
定期預金	通知預金	まとまったお金の短期運用に便利です。	10,000円以上	7日間以上		
	自由金利型定期預金(大口預金)	市場金利を反映した利率が適用され、1,000万円以上の大口資金の運用に最適です。	1,000万円以上			
定期預金	自由金利型定期預金(スーパー定期)	市場金利を反映した利率が適用され、財産作りに役立ちます。	1,000円以上	1ヶ月以上5年以内		
	期日指定定期預金	お利息は1年毎の複利計算、1年経過後はいつでも満期日の指定ができます。	1,000円以上 300万円未満			
定期預金	積立定期預金	預入期間中、預入金額、預入日が自由に設定できます。	1,000円以上	1年以上		
	変動金利定期預金	6ヶ月毎に適用利率が変わる預金です。 3年ものは半年複利(個人の方のみ)ですのでより有利です。	1,000円以上			
財形預金	定期積金(スーパー積金)	まとまった資金づくりは、コツコツとムリのない毎月の積立から始められます。	10,000円以上	6ヶ月以上5年以内		
	財形住宅預金	住宅の新築、中古物件の購入、増改築などを目的に、5年以上積み立てていただくものです。 非課税枠は財形年金預金と合計で550万円以内。	1,000円以上	積立期間5年以上 5年以上 3年以上の自動継続		
	財形年金預金	「個人年金」の時代にぴったりの年金づくりの預金です。 60歳以降5年以上20年以内にお受け取りになります。 非課税枠は財形住宅預金と合計で550万円以内。				
外貨預金	一般財形預金	勤労者の財産づくりのための有利な預金です。				

●平成31年4月1日より新規受付を停止しております。

外貨預金	外貨普通預金(US\$建・EUR建)	出し入れ自由で便利な預金です。	1セント以上	出し入れ自由
	外貨定期預金(US\$建・EUR建)	法人・個人向けの資金運用商品としての定期預金です。	US\$10,000以上 EUR10,000以上	1週間以上1年以内
外貨預金	ひょうしん(US\$建) 外貨定期預金(チャーンス)	預入金額を小口化して、預入期間も4種類に限定した個人向けの定期預金です。元利金自動継続扱もできます。	US\$1,000以上 100,000未満	1ヶ月、3ヶ月、 6ヶ月、1年
	ひょうしんユーロ・オーブン外貨定期預金		EUR1,000以上 100,000未満	

融資業務

個人向け融資		融資金額	融資期間
ローンの種類	内容と特色	融資金額	融資期間
住宅ローン	住宅の新築、購入、住宅用地の購入、マンションの購入などマイホームづくりのためのローンで、①変動金利型、②固定金利型と③固定金利選択型があります。 固定金利選択型では2年、3年、5年、10年、20年型があります。	1億円以内	35年以内
証券化住宅ローン(フラット35・35S)	住宅金融支援機構が債権を買取りすること前提とした住宅ローンで、長期安定した固定金利をご利用いただけます。	8,000万円以内	35年以内
リフォームローン	お住まいの増改築、修繕、車庫建築など、手軽にお使いいただけます。また介護機器の設置工事にもご利用いただけます。	1,000万円以内	6ヶ月以上15年以内
公的つなぎローン	購入物件の所有権移転日以降、住宅金融支援機構等の資金交付日までの業者への支払いをご利用ください。	100万円以上 「公的資金融資額」の範囲内	原則として6ヶ月以内
無担保住宅ローン	不動産担保を必要とせず、不動産の購入資金、家屋増改築や住居修繕、住宅ローンの借換にご利用いただけます。	2,000万円以内	3ヶ月以上20年以内
きゃっするカードローン	カードでご利用いただけ、急な出費に対応できるローンです。	10万円以上 800万円以内	2年間 (2年毎に契約更新)
しんきんカードローン		10万円、30万円、50万円、70万円、100万円の5種類	2年間 (2年毎に契約更新)
シルバーきゃっするカードローン	満60歳以上69歳以下で年金受給されている方にご利用いただけます。充実したセカンドライフにご活用ください。	50万円以内	2年間 (2年毎に契約更新)
フリーローンモアV	豊かな生活のための様々な資金使途に対応できるローンです。	1,000万円以内	6ヶ月以上10年以内
フリーローン「グッド」	満20歳以上で完済時81歳未満の個人または個人事業主の方にご利用いただけます。お使いみちは自由、事業性資金にもご活用ください。	500万円以内	6ヶ月以上10年以内
フリーローン「ドリーム」	満20歳以上で完済時75歳未満の個人または個人事業主の方にご利用いただけます。お使いみちは自由、事業性資金・おまとめ資金にもご活用ください。	500万円以内	3ヶ月以上10年以内
多目的ローン「ホープ」	満20歳以上で完済時76歳未満の安定収入のある方にご利用いただけます。冠婚葬祭や旅行など、お使いみちが確認できる資金にご活用ください。	500万円以内	6ヶ月以上10年以内
マイカーローンV	新車・中古車のご購入、車検・修理費用などの自動車に関する費用にご活用ください。	1,000万円以内	①融資金額500万円以内 8年以内+元金据置最長6ヶ月 ②融資金額501万円以上 10年以内 (元金据置最長6ヶ月含む)
エコカーブラン	環境にやさしいハイブリッド、低排出力スル車等新車・中古車購入資金に低利でご利用いただけます。	1,000万円以内	3ヶ月以上10年以内 (元金据置6ヶ月以内)
カーライフプラン	自動車の購入、免許取得費用、車庫建築費用等お車に関する資金にお使いいただけます。		
教育ローン(ザ・大志スペシャル)	入学、進学、受験など就学に付帯する費用にご利用ください。(医学部・薬学部等の6年制大学の場合は1,000万円以内)	500万円以内	3ヶ月以上10年以内 (元金据置は卒業予定月まで)(医学部・薬学部等の6年制大学の場合は6ヶ月以上16年以内)
しんきん一般個人ローン	文化的に豊かな生活を営むための資金に幅広くご利用いただけます。	500万円以内	3ヶ月以上10年以内 (元金据置6ヶ月以内)

事業者向け融資

ローンの種類	内容と特色	融資金額	融資期間
事業者カードローン	当座貸越の口座から、契約限度内の範囲内で必要な時に必要な金額を反復してご利用いただけます。	100万円以上 1,000万円以内	2年間 (2年毎に契約更新)
「飛躍(ひやく)」	法人のお客様の資金ニーズに迅速に無担保でお応えできるローンです。	1億円以内	10年以内
「エール」	事業を営むお客様の事業資金に迅速にお応えできるローンです。	2,000万円以内	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内
ビジネスサポートローン	ご契約限度額の範囲内で必要な時に必要な金額を即時にご利用いただけます。	100万円以上 500万円以内	1年間 (1年毎に契約更新)
スマールビジネスローン	個人事業者のお客様の事業資金として、無担保・原則第三者保証人不要でご利用いただけます。	50万円以上 500万円以内	5年以内

■ 証券業務

種類	内容と特色
公共債の窓口販売	長期利付国債・個人向け利付国債、兵庫県民債等の公共債を窓口で販売しています。ご購入に際し、一定の条件に該当する方はお得なマル優・マル特がございます。
投資信託の窓口販売	国内債券を主な投資対象とするファンドや、海外債券、国内株式、海外株式を主な投資対象とするファンド、また国内不動産投信や海外不動産投信を主な投資対象とするファンド等を窓口でお取扱いをしています。

■ 代理貸付業務

各団体名		
●信金中央金庫	●日本政策金融公庫	●独立行政法人住宅金融支援機構
●独立行政法人福祉医療機構	●独立行政法人中小企業基盤整備機構	●独立行政法人勤労者退職金共済機構

■ 信託代理店業務

信金中央金庫との代理店契約により信託代理店業務の取扱いを行っています。
しんきん相続信託「こころのバトン」、しんきん暦年信託「こころのリボン」を取扱っています。

■ 保険商品窓口販売業務

生命保険会社との代理店契約により、保険商品の窓口販売業務を行っています。
ゆとりあるセカンドライフの資産形成に対するお客様のご要望にお応えいたします。

種類	保険料払込方法	特徴	
定額年金	一時払型	加入時に定めた年金額を確実に	余裕資金の有効活用ができます。
	積立型	お受け取りいただけます。	計画的に無理なく資産形成ができます。
終身保険	一時払型・平準払型	万一の保障を生涯にわたって確保できます。	
がん・医療保険	月払型	病気もケガも一生涯にわたって保障します。	
学資保険	平準払型	お子さまの進学の時期にあわせて無理なく資産形成ができます。	

■ 各種サービス

種類	内容と特色
クレジット業務	近畿しんきんカードと提携して、しんきんVISAカード、しんきんJCBカードの発行の取次を行っています。
アンサーサービス	お客様の口座の入出金(振込や自動引落し)をファクシミリにてお知らせするサービスです。
法人インターネットバンキングサービス	法人・個人事業主のお客様を対象に、パソコンからインターネットを利用して各種照会等(残高照会・入出金明細照会)や資金移動(振込・振替)・一括データ伝送サービス(総合振込・給与振込・預金口座振替)・ペイジー(税金・各種料金払込)などが利用できるサービスです。
個人インターネットバンキングサービス	個人のお客様を対象に、パソコンやスマートフォン・携帯端末(i-mode・EZweb・Yahoo!ケータイ)を利用して各種照会等(残高照会・入出金明細照会)や振込・ペイジー(税金・各種料金払込)などが利用できるサービスです。
投信インターネットサービス	ご自宅のパソコンやスマートフォンを利用して、インターネットで投資信託の購入や売却等ができるサービスです。
マルチペイメントネットワークサービス(ペイジー)	法人インターネットバンキングサービス・個人インターネットバンキングサービスを利用し、税金や各種料金等の払込ができるサービスです。
電子記録債権サービス(でんさいネット)	従来の手形に代わる新しい決済手段です。お取引などで発生した債権をインターネット(PC)を通じて電子記録を行うことで、安全・簡易・迅速に発生・譲渡・決済などを行うサービスです。
デビットカードサービス	ひょうしんのキャッシュカードでお買物ができます。クレジットカードと違いお買物と同時にお客様の指定口座より代金が引き落されます。
しんきん電子マネーチャージサービス	お客様が携帯電話の操作により当金庫キャッシュカード発行済の口座から出し、携帯電話に電子マネーをチャージ(入金)するサービスです。
ネット口座振替受付サービス	お客様が携帯電話やパソコンを介して収納機関のインターネットサイトから預金口座振替契約を締結できるサービスです。
自動受取サービス	給料、年金、配当金、国債の元利金などのお受取りに、安全で確実な自動受取サービスをご利用ください。
自動支払サービス	各種公共料金、学費、家賃、クレジット代金などの支払いに便利です。
定額振込「振込じょうず」	家賃、仕送り、月謝など毎月一定額を振込される個人・法人の方が利用できる自動振込サービスです。
学校諸費用等口座振替サービス	小学校・中学校・高校等の各種の学校を対象としたサービスで、生徒から定期的に徴収される授業料、育友会費、給食費などの学費を当金庫が預金口座振替により集金代行するものです。
貸金庫	預金証書、有価証券、権利証、貴金属など重要な財産を安全に保管させていただきます。
夜間金庫	金庫の営業時間終了後に、お客様の手持ちの現金、お店の売上金などを預りし、ご指定の口座にご入金いたします。

手数料一覧

(令和2年6月末現在) ※下記手数料には10%の消費税が含まれています。

為替手数料

種類		当金庫		他行宛			
		同一店宛	本支店宛	電信	文書		
振込	窓口扱い	5万円未満	110円	220円	550円		
		5万円以上	220円	440円	770円		
	ATM(現金・他信金・都銀・地銀・第二地銀・信組・労金・農協・漁協系統キャッシュカード)	5万円未満	110円	110円	440円		
		5万円以上	220円	330円	660円		
	ATM(当金庫キャッシュカード及び通帳)	5万円未満	無料	110円	220円		
		5万円以上	無料	220円	440円		
	総合振込(振込依頼書・MT・FD)	5万円未満	110円	220円	550円		
		5万円以上	220円	440円	770円		
	給与・賞与振込(振込依頼書・MT-FD)	5万円未満	無料	220円	550円		
		5万円以上	無料	440円	770円		
代金取立	法人インターネットバンキング ファームバンキング、ホームバンキング	5万円未満	無料	110円	440円		
		5万円以上	無料	330円	660円		
	個人インターネットバンキング	5万円未満	無料	110円	220円		
		5万円以上	無料	220円	440円		
その他	振込じょうず(定額自動振込)	5万円未満	無料	110円	440円		
		5万円以上	無料	330円	660円		
電子記録債権サービス	個別取立	営業店取立(至急扱)……(郵便書留料+手数料)	1通につき 880円				
	集中取立	集中課取立(普通扱)……(郵便書留料+手数料)	1通につき 880円				
	集中取立	店内交換(当庫僚店間、及び同一店舗内)	無料				
	特定地域		1通につき 330円~ 880円				
その他	不渡手形・小切手返却料		1通につき 880円				
	取扱手形組戻料		1通につき 880円				
	振込・送金の組戻料		1件につき 880円				
	振込じょうず(定額自動振込)取扱		振込の都度 110円				
開示(書面)	月間基本手数料	インターネット扱い	窓口扱い				
		1,100円	2,200円				
	発生記録	種類	インターネット受付	窓口受付			
		当金庫	他行	当金庫	他行		
	債務者請求方式	220円	330円	330円	440円		
	債権者請求方式	220円	330円	330円	440円		
	譲渡記録・分割譲渡記録	220円	330円	330円	440円		
	でんさい割引	110円	220円	110円	220円		
	特例開示	—	3,300円				
	残高の開示(都度発行方式)	—	4,400円				
保証記録	残高の開示(定期発行方式)	—	2,200円				
	変更記録	発生記録以外の記録(無)	110円	220円			
支払等記録	発生記録以外の記録(有)	—	2,200円				
	支払不能情報照会	—	3,300円				
	貸倒引当金繰入事由に係る証明書	—	1,650円				
	中小企業倒産防止共済制度に係る証明書	—	1,650円				

ATM利用手数料

利用時間帯		取引種類	当金庫のカード・通帳	他信用金庫カード	提携都銀・地方銀行・農協・漁協系統カード	第二地銀・信用組合・労働金庫カード	信託銀行カード	ゆうちょカード	提携キャッシングカード
平日	8:00 ~ 8:45	入金	無料	110円	—	220円	—	220円	—
		出金	110円		220円		220円	110円	110円
		振込					—	—	—
18:00 ~ 21:00	8:45 ~ 18:00	入金	無料	110円	—	220円	—	110円	—
		出金	110円		220円		220円	220円	110円
		振込					—	—	—
土曜日	9:00 ~ 14:00	入金	無料	110円	—	110円	—	110円	—
		出金	無料		110円		110円	—	無料
		振込					—	—	—
祝日	14:00 ~ 19:00	入金	無料	110円	—	220円	—	220円	—
		出金	110円		220円		220円	220円	110円
		振込					—	—	—

その他の手数料

種類	手数料	種類	手数料		
マル専当座口座開設	1 件	3,300円	アンサー契約	1カ月	550円
異議申立て手続き	1 件	3,300円	ファームバンキング(FB)	1カ月	1,100円 3,300円
自己宛小切手の発行	1 枚	550円	個人インターネットバンキング	無料	
小切手用紙	署名判印刷なし	1 冊	1,100円	法人インターネットバンキング	1カ月 1,100円 2,200円
	署名判印刷あり	1 冊	1,210円		
約束手形用紙	署名判印刷なし	1 冊	1,100円	夜間金庫利用料	1 年 52,800円
	署名判印刷あり	1 冊	1,210円		
為替手形用紙	1 冊	1,100円	夜間金庫入金帳	1 冊	5,500円
マル専当座手形用紙	1 枚	440円	国債口座管理	1 年	1,320円
残高証明書	1 部	550円	貸金庫	1 年	5,280円~26,400円
取引履歴明細表の発行	1 部	550円	株式払込	16.50 ~ 27.50	10,000 ~ 10,000
通帳・証書・キャッシュカード等の再発行	1 件	1,100円			

信用金庫法第89条(銀行法第21条準用)に基づく記載事項

I. 単体(信用金庫法施行規則第132条等における規定)	
1. 金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項	
イ. 事業の組織	8
ロ. 理事及び監事の氏名及び役職名	8
ハ. 会計監査人の氏名又は名称	8
二. 事務所の名称及び所在地	64
2. 金庫の主要な事業の内容	2
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
イ. 直近の事業年度における事業の概況	35
ロ. 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標として 次に掲げる事項	35
ハ. 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標として 別表に掲げる事項	41
4. 金庫の事業の運営に関する事項	
イ. リスク管理の体制	10
ロ. 法令遵守の体制	12
ハ. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための 取組の状況	17
二. 金融ADR制度への対応	14
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況	
イ. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	36
ロ. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
① 破綻先債権に該当する貸出金	49
② 延滞債権に該当する貸出金	49
③ 3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	49
④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	49
ハ. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が 別に定める事項	54
二. 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、 時価及び評価損益	
① 有価証券	44
② 金銭の信託	45
③ 第102条第1項第5号に掲げる取引	46
ホ. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	49
ヘ. 貸出金償却の額	49
ト. 金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について 会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	37
6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営 又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして 金融庁長官が別に定めるもの	46
7. 直近の事業年度における財務諸表の正確性、および 財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認した旨の 代表者記名	37
(参考)退職給付会計について	47
II. 連結(信用金庫法施行規則第133条等における規定)	
1. 金庫及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項	
イ. 金庫及びその子会社等の主要な事業の内容 及び組織の構成	50
ロ. 金庫の子会社等に関する事項	50
2. 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項として 次に掲げるもの	
イ. 直近の事業年度における事業の概況	50
ロ. 直近の5連結会計年度における主要な事業の状況を示す 指標として次に掲げる事項	50
3. 金庫及びその子会社等の直近の2連結会計年度における 財産の状況に関する次に掲げる事項	
イ. 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書	50

口. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
① 破綻先債権に該当する貸出金	51
② 延滞債権に該当する貸出金	51
③ 3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	51
④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	51
ハ. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が 別に定める事項	61
二. 金庫及びその子法人等が2以上の異なる種類の事業を 営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、 当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の 額及び資産の額として算出したもの	50
4. 報酬等に関する事項であって、金庫及びその子会社等の 業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして 金融庁長官が別に定めるもの	46
「自己資本の充実の状況」(自己資本比率規制の第3の柱)に係る開示項目	
I. 単体における事業年度の開示事項	
(1) 自己資本の構成に関する事項	56
(2) 自己資本の充実度に関する事項	57
(3) 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスボージャー及び証券化エクスボージャーを除く)	
イ. 信用リスクに関するエクスボージャー及び主な 種類別の期末残高	58
ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高 及び期中の増減額	58
ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等	58
ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスボージャーの額等	58
(4) 信用リスク削減手法に関する事項	59
(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手 のリスクに関する事項	59
(6) 証券化エクスボージャーに関する事項	
イ. オリジネーターの場合	59
ロ. 投資家の場合	60
(7) 出資等エクスボージャーに関する事項	60
(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスボージャー に関する事項	60
(9) 金利リスクに関する事項	60
II. 連結会計年度の開示事項	
(1) その他金融機関等であって信用金庫の子法人等であるも のうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った 会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	61
(2) 自己資本の構成に関する事項	61
(3) 自己資本の充実度に関する事項	62
(4) 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスボージャー及び証券化エクスボージャーを除く)	
イ. 信用リスクに関するエクスボージャー及び主な 種類別の期末残高	63
ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高 及び期中の増減額	63
ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等	63
ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスボージャーの額等	63
(5) 信用リスク削減手法に関する事項	63
(6) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手の リスクに関する事項	63
(7) 証券化エクスボージャーに関する事項	63
(8) 出資等エクスボージャーに関する事項	63
(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスボージャーに 関する事項	63
(10) 金利リスクに関する事項	63

令和元年度の業績

令和元年度の運営方針

当金庫は、平成29年度策定(期間3ヵ年)の第8次中期経営計画―50周年に向けフェーズ2、取引基盤の拡大時期一の実現に向け、総仕上げの年度として取組みを続けてまいりました。同計画は5つの基本方針(1.情報リレーション営業の実践、事業性評価の推進 2.お客様本位の良質な金融サービスの提供 3.営業力の強化と収益・財務基盤の持続的な安定 4.業務効率化、業務プロセスの見直し・改善の推進 5.人材の育成強化と活躍の促進)に基づき、事業性評価に基づく融資先数、ソリューション提案先数等9項目を目標経営指標としております。

令和元年度の経営環境

令和元年度の我が国経済は、10月の消費税率改定や長引く米中貿易摩擦の影響による外需の弱まりもあり、景気の減速感が徐々に強まっていたものの、個人消費は比較的底堅く推移していたほか、本年開催予定であった東京オリンピック・パラリンピックによる設備投資・需要増もあり、概ね横ばいといった様相がありました。しかし、年度の終盤に新型コロナウイルスによる所謂「コロナショック」が発生したことにより、景況感は急激に悪化しました。

令和元年度の預金・貸出金・損益の状況

預金

低金利の状況が長く続くなかったが、お客様の金利選好・安全性などのご希望にお応えできるよう、スーパー定期預金のキャンペーンを年3回実施しましたが、預金・積金残高は141億円減少、6,761億円となりました。

貸出金

お客様の資金需要にお応えできるよう、一般事業資金、住宅ローン、消費性ローン等の商品をご用意しておりますが、一部で緩やかな回復基調を維持しているものの、中小企業は総じて厳しい業況が続き、運転・設備資金需要の減少や個人消費ローンの伸び悩みにより貸出金残高は34億円減少、3,253億円となりました。

損益の状況

金利の低下により貸出金利息が減少したほか、リスク管理の観点から有価証券のロスカットを実施しました。一方、役務収益の増加や経費の削減等の効果もあり、経常利益は前年比103百万円増加の873百万円となりました。当期純利益は固定資産の減損に伴い、前年比31百万円減少し681百万円となりました。

自己資本比率について

自己資本比率(令和2年3月末) 9.32%

当金庫の安全性・健全性を示す比率のうち自己資本比率については、有価証券を中心にリスク・アセットが増加したものの、適正な内部留保により自己資本が増加したことで、前年比で0.02%ポイント上昇しました。

自己資本比率の算出方法 >>> **自己資本比率 = $\frac{\text{自己資本額}}{\text{リスク・アセット}}$**

29,919 百万円 $\times 100 = 9.32\%$
320,877 百万円

(単位:百万円)

最近5年間の主要な経営指標の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
経常収益	11,185	10,691	10,575	9,499	9,679
経常利益	2,132	1,959	1,223	770	873
当期純利益	1,951	1,789	1,117	712	681
出資総額	2,333	2,368	2,393	2,427	2,408
出資総口数(千口)	4,667	4,736	4,787	4,854	4,816
純資産額	29,643	28,850	29,218	31,565	30,064
総資産額	691,239	700,613	725,717	729,091	710,879
預金積金残高	655,182	665,271	688,213	690,315	676,151
貸出金残高	308,900	314,038	326,437	328,772	325,333
有価証券残高	171,130	190,251	187,357	196,139	212,440
単体自己資本比率(%)	9.47	9.58	9.03	9.30	9.32
出資に対する配当金	92	93	94	95	96
出資1口当たりの配当金(円)	20	20	20	20	20
役員員数(人)	12	11	11	11	11
うち常勤役員員数(人)	8	7	7	7	7
職員員数(人)	556	538	527	542	521
会員員数(人)	44,034	44,137	44,162	44,198	43,641

(注)残高、計数は期末日現在のものであり、総資産額には債務保証見返は含んでおりません。

財務諸表

貸借対照表

■資産の部		
科 目	平成31年3月末	令和2年3月末
現金	10,332	12,669
預け金	184,261	148,075
コールローン	33	—
買入金銭債権	866	3,681
金銭の信託	500	700
有価証券	196,139	212,440
国 債	594	581
地 方 債	52,644	44,929
社 債	70,194	72,388
株 式	587	252
その他の証券	72,117	94,288
貸出金	328,772	325,333
割引手形	2,720	1,680
手形貸付	12,555	10,003
証書貸付	303,821	304,807
当座貸越	9,676	8,842
外国為替	36	30
外国他店預け	36	30
その他資産	4,617	4,261
未決済為替貸	312	202
信金中金出資金	3,155	3,155
前払費用	—	0
未収収益	773	548
金融派生商品	11	5
その他の資産	365	348
有形固定資産	6,755	6,507
建 物	1,440	1,312
土 地	4,715	4,620
リース資産	73	210
その他の有形固定資産	525	364
無形固定資産	350	322
ソフツウェア	338	315
リース資産	12	7
その他の無形固定資産	0	—
繰延税金資産	—	274
債務保証見返	281	210
貸倒引当金	△ 3,574	△ 3,417
一般貸倒引当金	△ 514	△ 578
個別貸倒引当金	△ 3,060	△ 2,839
資産の部合計	729,373	711,090

■負債の部		
科 目	平成31年3月末	令和2年3月末
預金積金	690,315	676,151
当座預金	36,762	36,078
普通預金	241,307	253,046
貯蓄預金	324	305
通知預金	1,003	872
定期預金	393,912	368,211
定期積金	13,428	11,972
その他の預金	3,576	5,664
借用金	3,742	1,990
借入金	3,742	1,990
その他負債	1,345	1,220
未決済為替借	378	220
未払費用	526	453
給付補填備金	33	23
未払法人税等	11	11
前受収益	65	60
払戻未済金	13	16
払戻未済持分	1	2
金融派生商品	57	52
リース債務	85	217
資産除去債務	74	73
その他の負債	97	87
賞与引当金	327	311
退職給付引当金	283	161
預金払戻損失引当金	165	149
偶発損失引当金	288	304
繰延税金負債	522	—
再評価に係る繰延税金負債	535	523
債務保証	281	210
負債の部合計	697,807	681,025

■純資産の部		
科 目	平成31年3月末	令和2年3月末
出資金	2,427	2,408
普通出資金	2,427	2,408
利益剰余金	26,264	26,872
利益準備金	2,393	2,427
(うち利益準備金限度超過積立金)	(—)	(18)
その他利益剰余金	23,871	24,445
特別積立金	22,100	22,100
当期末処分剰余金	1,771	2,345
処分未済持分	—	△ 0
会員勘定合計	28,691	29,279
その他有価証券評価差額金	2,118	51
土地再評価差額金	754	733
評価・換算差額等合計	2,873	784
純資産の部合計	31,565	30,064
負債及び純資産の部合計	729,373	711,090

損益計算書

科 目	平成30年度	令和元年度
経常収益	9,499,221	9,679,166
資金運用収益	7,589,044	7,349,149
貸出金利息	4,879,576	4,775,145
預け金利息	369,213	249,296
コールローン利息	1,523	452
有価証券利回り配当金	2,254,453	2,237,442
その他の受入利息	84,276	86,812
役務取引等収益	1,047,983	1,100,900
受入為替手数料	502,770	488,187
その他の役務収益	545,213	612,712
その他業務収益	290,733	632,652
外国為替売買益	4,693	—
国債等債券売却益	242,895	575,788
国債等債券償還益	432	240
その他の業務収益	42,711	56,624
その他経常収益	571,459	596,464
貸倒引当金戻入益	8,305	103,371
償却債権取立益	154,562	237,545
株式等売却益	276,229	147,515
金銭の信託運用益	29,800	25,690
その他の経常収益	102,561	82,342
経常費用	8,729,171	8,805,492
資金調達費用	391,364	328,408
預金利息	359,968	301,174
給付補填備金繰入額	18,706	15,220
借用金利息	5,606	5,183
金利スワップ支払利息	6,968	6,754
その他の支払利息	114	75
役務取引等費用	647,753	643,503
支払為替手数料	172,718	166,616
その他の役務費用	475,034	476,886
その他業務費用	216,792	827,876
外国為替売買損	—	8
国債等債券売却損	35,153	31,193
国債等債券償還損	165,682	794,192
金融派生商品費用	14,426	249
その他の業務費用	1,530	2,232
経費	6,905,663	6,639,025
人件費	4,097,107	3,980,640
物件費	2,575,582	2,423,907
税金	232,974	234,476
その他経常費用	567,596	366,678
貸出金償却	34,383	153,986
株式等売却損	298,812	91,511
株式等償却	37	0
その他の経常費用	234,363	121,179

剩余金処分計算書

科 目	平成30年度	令和元年度
当期末処分剰余金	1,771,052	2,345,032
剩余金処分額	128,918	96,215
利益準備金	33,220	—
普通出資に対する配当金	95,698	96,215
繰越金(当期末残高)	1,642,134	2,248,817

財務諸表の適正性等の確認

平成30年度及び令和元年度の貸借対照表、損益計算書及び剩余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2の規定に基づき、有限責任あづさ監査法人の監査を受けております。

令和元年度における貸借対照表、損益計算書及び剩余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和2年6月1日

兵庫信用金庫
理事長 園田 和彦

貸借対照表の注記事項

- 注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2.と同じ方法により行っています。
4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
5. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-------|---------|
| 建 物 | 10年~50年 |
| そ の 他 | 4年~20年 |
6. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
7. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。
8. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
9. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
破綻懸念先で一定の債務者は、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権について、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引した金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。
上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、融資部（當業関連部署）が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部（資産監査部署）が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,547百万円であります。
10. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
11. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。
数理計算上の差異 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理
- 当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に入会しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- ①制度全体の積立状況に関する事項（平成31年3月31日現在）
年金資産の額 1,650,650百万円
年金財政計算上の数理債務の額と 最低責任準備金の額との合計額 1,782,453百万円
差引額 △131,803百万円
- ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（平成31年3月分） 0.5084%
- ③補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高180,752百万円及び別途積立金48,949百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金98百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛け金率を掛け金拠出時の標準給与との額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

12. 預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
13. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
14. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（平成14年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替先物予約取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合ったヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
15. 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
16. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額一百万円
17. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額一百万円
18. 子会社等に対する金銭債権総額 63百万円
19. その他に対する金銭債権総額 一百万円
20. 子会社等に対する金銭債務総額 225百万円
21. 有形固定資産の減価償却累計額 11,322百万円
22. 貸出金のうち、破綻先債権額は568百万円、延滞債権額は16,273百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒債却を行った部分を除く）以下「未収利息不計上貸出金」という。のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
23. 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額はありません。
なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
24. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は25百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
25. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は18,687百万円であります。
なお、22.から25.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
26. 手形取引は、日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（平成14年2月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,680百万円であります。
27. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
預け金 4,000百万円
有価証券 3,658百万円
担保資産に応する債務
借用金 1,967百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保として、預け金20,000百万円、外国為替取引の担保として、預け金1,800百万円を差し入れております。
また、その他の資産のうち保証金は9百万円及び敷金は88百万円であります。
28. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る課税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成14年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価に基づいて、（実行価格補正、時点修正、近隣貿易事例による補正等）合理的な調整を行って算出しております。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △1,399百万円
29. 出資1口当たりの純資産額 6,243円56銭
30. 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行いリスクコントロールに努めています。また、その一環として、デリバティブ取引も行っております。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク、為替リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引及び為替先物予約取引があります。
当金庫では、これらをヘッジ手段として、ヘッジ対象である金融商品にわたる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
当金庫は、リスクの種類に応じたリスク管理体制を設置するほか、経営陣によって構成されたリスク管理体制委員会を設置し、金庫全体のリスク状況を統合的に把握・管理する体制をとっています。リスク管理体制委員会ではリスク状況を定期的に議論するほか、金融環境の変化時には即座に同委員会を開催するなど機動的な態勢をとっています。
リスク管理体制の整備についても、リスク管理体制規定を基に各リスクの管理規定及び年度リスク管理方針を制定し、また、定量的な管理方法や手続等を定めた統合的リスク管理規定や各リスク計測マニュアルを整備しております。
- ① 信用リスクの管理
当金庫は、信託業務の基本的な理念や手続等を定めた「クレジットポリシー」をはじめ、資本共通手続や各種商品の事務規定及び信用リスクに関する管理制度規定に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか融資部等により行われ、また、定期的に常勤理事会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、資本部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理し、その状況等は企画部がモニタリングしております。
- ② 市場リスクの管理
(i) 金利リスクの管理
当金庫は定期的に金利の変動リスクの計測・評価を行い、ALM委員会等で協議検討し必要に応じて経営陣へ報告するなど、適宜、対策を講じる態勢としております。
定期的に企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会等に報告しております。
なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップも行っております。
(ii) 為替リスクの管理
当金庫は、為替の変動リスクに関して、為替持高を正確に把握し、為替相場の変動により被るリスクの回避に努め、為替相場の変動による収益への影響度を把握しております。
- ③ 価格変動リスクの管理
当金庫は、有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会が承認した、資金運用規則、資金運用計画及び資金運用方針に従い行われております。
このうち、資金部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
これらの情報は常勤理事会をはじめ、リスク管理体制等へ定期的に報告されております。
- (iv) デリバティブ取引
デリバティブ取引に関しては、資金運用規則、資金運用計画、資金運用方針及び外国為替事務取扱規定等に基づき実施しております。
- (v) 市場リスクに係る定量的情報
当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」「有価証券」のうち債券、「貸出金」「預金積金」及び「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引等です。
当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「有価証券」の市場リスク量をVaRにより日次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。「有価証券」を除く金融資産及び金融負債につきましても、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」（平成26年金融庁告示第8号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。
当金庫のVaRは分散共分散法（保有期間3ヶ月、信頼区間99%、観測期間1年）により算出しており、令和2年3月31日現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は5,820百万円です。
なお、当金庫では、モデルが算出するVaRと評価損益との関係を検証するバックテストを実施しております。ただし、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉していると考えておりますが、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の確率での市場リスク量を計測しております。
このため、当金庫では、モデルが算出するVaRと評価損益との関係を検証するバックテストを実施しております。ただし、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉していると考えておりますが、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の確率での市場リスク量を計測しております。
△1,399百万円

- 「有価証券」を除く金融資産及び金融負債に係る、当事業年度末の上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合の経済価値の変動額は、110百万円減少するものと把握しております。
当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。また、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）を超える金利の変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
- ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理
当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることがあります。
なお、一部の金融商品については、簡単な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。
31. 金融商品の時価等に関する事項
令和2年3月31における貸借対照表上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。
金額の算定方法については、(注1)参照。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表に含めておりません。(注2)参照。
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。
- (单位:百万円)
- | | 貸借対照表上額 | 時価 | 差額 |
|------------------|---------|---------|-------|
| (1) 現金 | 12,669 | 12,669 | — |
| (2) 預け金(*1) | 148,075 | 147,826 | △248 |
| (3) 有価証券 | 212,221 | 212,356 | 135 |
| 満期保有目的の債券 | 8,869 | 9,004 | 135 |
| その他有価証券 | 203,351 | 203,351 | — |
| (4) 貸出金 | 325,333 | 325,333 | — |
| 貸倒り当金(*2) | △3,321 | △3,321 | — |
| | 322,011 | 323,584 | 1,572 |
| 金 融 資 產 計 | 694,977 | 696,436 | 1,459 |
| (1) 預金積金 | 676,151 | 676,515 | 363 |
| 金 融 負 債 計 | 676,151 | 676,515 | 363 |
| デリバティブ取引(*3) | — | — | — |
| ヘッジ会計が適用されているもの | (47) | (47) | — |
| ヘッジ会計が適用されていないもの | (47) | (47) | — |
| デリバティブ取引計 | (47) | (47) | — |
- (*1)預け金の時価には、「簡便な計算により算出した時価に代わる額」が含まれております。
(*2)貸出金に応する一般貸出引当金及び個別貸倒り当金を控除しております。
(*3)その他の資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。
- (注1)金融商品の時価等の算定方法
金融資産
(1) 預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてあります。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、無リスクの市場金利（1年未満は対TIBOR、1年以上は対LIBORの円／円スワップレート）で割り引いた現在価値を時価に代わる額として記載しております。また、利払いごとに預入先の金融機関が満期を繰り上げることができます。預け金（いわゆるコーラブル預金）については、合理的に算定された価額を時価としております。
- (2) 有価証券
株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。
なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については32.から33.に記載しております。
- (3) 貸出金
貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間に市場金利を反映するため、貸出手の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてあります。また、固定金利によるものは、貸出手の種類及び残存期間、内部格付に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（1年未満は対TIBOR、1年以上は対LIBORの円／円スワップレート）で割り引いた現在価値を時価に代わる額として記載しております。また、利払いごとに預入先の金融機関が満期を繰り上げることができます。預け金（いわゆるコーラブル預金）については、合理的に算定された価額を時価としております。
また、破綻先・実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見

金融負債
(1)預金積金
 要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、残存期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間(3ヶ月以内)のもの及び変動金利型のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引
 デリバティブ取引は、金利連動取引(金利スワップ)、通貨連動取引(為替先物)であり、割引現価等により算出した価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式(*1)	43
関連法人等株式(*1)	20
非上場株式(*1)	155
信金中央金庫出資金(*1)	3,155
合計	3,374

(*1)子会社・子法人等株式、関連法人等株式、非上場株式、信金中央金庫出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
 (単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金(*1)	106,300	13,000	19,000	4,800
有価証券(*2)	11,474	41,309	64,566	58,608
満期保有目的の債券	2,488	5,639	360	379
その他有価証券のうち満期があるもの	8,985	35,669	64,205	58,228
貸出金(*3)	64,144	106,877	62,928	69,296
合計	181,918	161,186	146,494	132,704

(*1)預け金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。
 (*2)有価証券のうち、株式や投資信託など償還予定額が明確に見込めないものは含めておりません。
 (*3)貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないものの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4)主な有利子負債の決算日後の返済予定額
 (単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超
預金積金(*1)	609,171	65,975	1,004	—
合計	609,171	65,975	1,004	—

(*1)預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

32.有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」のほか、「買入金銭債権」のうち、信託受益権等が含まれております。以下、33.まで同様であります。

満期保有目的の債券
 (単位:百万円)

種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—
	地方債	4,969	5,055
	社債	2,659	2,702
	その他	4,806	4,901
小計	12,435	12,658	222
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—
	地方債	39	39
	社債	—	—
	その他	75	75
小計	115	115	△0
合計	12,551	12,774	222

その他有価証券
 (単位:百万円)

種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—
	債券	82,426	79,750
	国債	581	527
	地方債	38,854	37,130
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	社債	42,991	42,093
	債券	27,803	28,163
	国債	—	—
	地方債	1,065	1,074
合計	203,571	203,499	71

33.当事業年度中に売却したその他有価証券
 (単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	337	2	89
債券	14,916	165	11
国債	1,516	10	—
地方債	10,451	82	11
社債	2,948	73	—
その他	17,003	554	22
合計	32,257	723	122

34.その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	700	700	—	—	—

(注)うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

35.当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、26,452百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが12,955

百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

36.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	(単位:百万円)
税務上の繰越欠損金(注2)	1,410
貸倒引当金	1,434
減価償却超過額	312
土地の減損	204
賞与引当金	86
退職給付引当金	45
その他	259
繰延税金資産小計	3,753
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注2)	△1,371
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,086
評価性引当額小計(注1)	△3,458
繰延税金資産合計	295
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	20
その他	0
繰延税金負債合計	20
繰延税金資産の純額	274

(*1)評価性引当額が前年比178百万円減少しております。この減少の主な要因は、貸倒引当金に係る評価性引当額が減少したことによるものです。

(注2)税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度(令和2年3月31日)

	1年以内	1年超2年以内	3年以内	4年超5年以内	5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(*1)	38	—	86	76	80	1,128	1,410
評価性引当額	—	—	△86	△76	△80	△1,128	△1,371
繰延税金資産	38	—	—	—	—	—	38

(*1)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

主な経営指標 主要な事業の状況を示す指標

業務粗利益

	平成30年度	令和元年度
資金運用収支	7,197,958	7,021,066
資金運用収益	7,589,044	7,349,149
資金調達費用	391,085	328,083
役務取引等収支	400,230	457,396
役務取引等収益	1,047,983	1,100,900
役務取引等費用	647,753	643,503
その他業務収支	73,940	△ 195,2

預金・貸出金 預金に関する指標

流動性預金、定期性預金、譲渡性預金 その他の預金の平均残高

預金積金及び譲渡性預金平均残高		(単位:百万円)
	平成30年度	令和元年度
流動性預金	282,820	297,079
うち有利息預金	219,223	229,884
定期性預金	411,138	390,260
定期預金	397,806	377,676
うち固定金利定期預金	397,639	377,537
うち変動金利定期預金	166	138
定期積金	13,332	12,583
その他	2,220	2,152
計	696,180	689,492
譲渡性預金	—	—
合 計	696,180	689,492

(注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金
2. 定期性預金=定期預金+定期積金
固定金利定期預金:預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
変動金利定期預金:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

固定金利定期預金、変動金利定期預金及び その他の区分ごとの定期預金の残高

定期預金残高		(単位:百万円)
	平成31年3月末	令和2年3月末
定期預金	393,912	368,211
固定金利定期預金	393,750	368,076
変動金利定期預金	152	125
そ の 他	8	8

貸出金等に関する指標

手形貸付、証書貸付、当座貸越及び 割引手形の平均残高

貸出金平均残高		(単位:百万円)
	平成30年度	令和元年度
手形貸付	10,916	10,391
証書貸付	301,682	304,354
当座貸越	9,088	8,588
割引手形	2,461	2,091
合 計	324,148	325,425

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

預金科目別平残内訳

	平成30年度	令和元年度
当 座 預 金	32,825	35,606
普 通 預 金	248,662	260,269
貯 蓄 預 金	322	312
通 知 預 金	1,011	890
定 期 預 金	397,806	377,676
定 期 積 金	13,332	12,583
別 段 預 金	1,985	2,023
納 税 預 金	84	69
そ の 他 預 金	150	59
合 計	696,180	689,492

使途別の貸出金残高

■貸出金使途別残高

	平成31年3月末	令和2年3月末
	貸出金残高	構成比
設 備 資 金	152,779	46.4%
運 転 資 金	175,993	53.5%
合 計	328,772	100.0%

業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合

■貸出金業種別内訳

業種区分	平成31年3月末		令和2年3月末			
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製 造 業	570	23,880	7.2%	530	21,493	6.6%
農 業 、 林 業	27	493	0.1%	30	439	0.1%
漁 業	11	83	0.0%	13	79	0.0%
鉱業、採石業、砂利採取業	1	162	0.0%	1	194	0.0%
建 設 業	1,073	28,189	8.5%	1,091	27,299	8.3%
電 気・ガス・熱供給・水道業	1	13	0.0%	2	16	0.0%
情 報 通 信 業	31	642	0.1%	32	703	0.2%
運 輸 業 、 郵 便 業	139	7,526	2.2%	126	6,663	2.0%
卸 売 業 、 小 売 業	801	25,862	7.8%	781	23,775	7.3%
金 融 業 、 保 険 業	28	6,682	2.0%	28	7,201	2.2%
不 動 産 業	918	69,575	21.1%	972	74,537	22.9%
物 品 貸 貸 業	9	1,297	0.3%	10	1,242	0.3%
学術研究、専門・技術サービス業	126	2,348	0.7%	129	2,196	0.6%
宿 泊 業	16	5,049	1.5%	17	4,878	1.4%
飲 食 業	309	4,836	1.4%	308	5,132	1.5%
生活関連サービス業、娯楽業	343	15,138	4.6%	324	13,959	4.2%
教 育 、 学 習 支 援 業	24	980	0.2%	25	754	0.2%
医 療 、 福 祉	219	11,379	3.4%	219	10,625	3.2%
そ の 他 の サ ー ビ ス	238	7,655	2.3%	244	7,766	2.3%
小 計	4,884	211,798	64.4%	4,882	208,959	64.2%
地 方 公 共 団 体	14	36,373	11.0%	14	36,516	11.2%
個 人	14,782	80,601	24.5%	14,126	79,857	24.5%
合 計	19,680	328,772	100.0%	19,022	325,333	100.0%

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

預貸率の期末値及び期中平均値

■預貸率

	平成30年度	令和元年度
期 末 預 貸 率	47.6	48.1
期 中 平 均 預 貸 率	46.5	47.1

(注) 1. 預貸率= $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金+譲渡性預金}} \times 100$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

代理貸付残高の内訳

	平成31年3月末	令和2年3月末
信 金 中 央 金 庫	191	128
日本 政 策 金 融 公 庫	8	5
独) 住 宅 金 融 支 援 機 構	4,215	3,659
独) 福 祉 医 療 機 構	521	460
独) 勤 劳 者 退 職 金 共 治 機 構	—	—
独) 中 小 企 業 基 盤 整 備 機 構	111	105
合 計	5,048	4,359

一店舗あたりの預金残高及び貸出金残高

	平成31年3月末	令和2年3月末
預 金	15,340	15,724
貸 出 金	(15,470)	(16,034)

(注) ()内は期中の平均残高により算出したものです。

役職員一人あたりの預金残高及び貸出金残高

	平成31年3月末	令和2年3月末
預 金	1,257	1,280
貸 出 金	(1,204)	(1,235)

(注) ()内は期中の平均

有価証券に関する指標

商品有価証券の種類別の平均残高

該当する取引はございません。

有価証券の残存期間別残高

平成30年度

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	合計
国 債	—	—	—	594	—	—	—	594
地 方 債	5,096	6,264	6,492	4,621	6,243	23,926	—	52,644
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	6,748	9,991	11,064	2,737	16,244	22,904	503	70,194
株 式	—	—	—	—	—	372	372	—
外 国 証 券	1,004	3,675	6,543	4,272	15,387	15,482	3,872	50,237
そ の 他 の 証 券	1,630	5,894	3,607	1,412	3,817	678	5,705	22,746

令和元年度

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	合計
国 債	—	—	—	—	581	—	—	581
地 方 債	3,366	6,716	4,588	4,013	5,983	20,261	—	44,929
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	6,504	10,673	5,206	5,095	19,061	25,352	493	72,388
株 式	—	—	—	—	—	32	32	—
外 国 証 券	1,602	2,404	11,720	10,028	19,801	12,500	8,517	66,577
そ の 他 の 証 券	0	2,518	2,539	4,127	3,667	3,894	14,645	31,393

有価証券の種類別の平均残高

有価証券平均残高

(単位:百万円)

	平成30年度	令和元年度
国 債	704	679
地 方 債	52,426	49,619
短 期 社 債	—	—
社 債	70,095	70,357
株 式	1,028	474
外 国 証 券	46,185	59,004
そ の 他 の 証 券	19,693	25,729
合 計	190,134	205,864

有価証券

売買目的有価証券

該当する取引はございません。

満期保有目的の債券

種 類	平成30年度			令和元年度		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—
	地 方 債	5,807	5,923	116	4,969	5,055
	短 期 社 債	—	—	—	—	—
	社 債	4,059	4,126	67	2,659	2,702
	そ の 他	1,951	1,980	29	4,806	4,901
	小 計	11,818	12,031	213	12,435	12,658
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	39	39	△ 0
	短 期 社 債	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—
	そ の 他	114	114	—	75	75
	小 計	114	114	—	115	115
合 計	11,932	12,146	213	12,551	12,774	222

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

当金庫が保有する子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、時価を把握することが極めて困難と認められるため、下記「時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券」に記載し、本項では記載を省略しております。

その他有価証券

	種 類	平成30年度			令和元年度		
		貸借対照表計上額	取 得 原 価	差 額	貸借対照表計上額	取 得 原 価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	106,838	103,728	3,109	82,426	79,750	2,675
	国 債	594	530	64	581	527	54
	地 方 債	42,090	40,564	1,525	38,854	37,130	1,723
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	64,153	62,633	1,519	42,991	42,093	897
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	そ の 他	41,487	40,128	1,359	37,851	35,822	2,028
	小 計	148,326	143,857	4,469	120,277	115,573	4,704
	株 式	372	474	△ 101	252	269	△ 17
	債 券	6,729	6,784	△ 54	27,803	28,163	△ 360
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	4,747	4,784	△ 36	1,065	1,074	△ 9
その他	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 傷	1,982	2,000	△ 17	26,738	27,089	△ 351
	そ の 他	29,430	30,804	△ 1,374	55,237	59,492	△ 4,255
	小 計	36,532	38,063	△ 1,531	83,293	87,925	△ 4,632
	合 計	184,858	181,920	2,937	203,571	203,499	71

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

	平成30年度			令和元年度		
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	10	43	—	—	—	—
関連法人等株式	48	20	—	—	—	—
非上場株式	155	155	—	—	—	—
組合出資金	3,155	3,155	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	0	0	—			

デリバティブ取引

金利関連取引

								(単位:百万円)	
平成30年度				令和元年度					
	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時 価	評価損益	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時 価	評価損益	
店 頭	金利スワップ								
	受取固定・支払変動	—	—	—	—	—	—	—	
	受取変動・支払固定	964	964	916	△ 47	907	907	859	△ 47
	受取変動・支払変動	—	—	—	—	—	—	—	
	受取固定・支払固定	—	—	—	—	—	—	—	
合 計				916	△ 47	859		△ 47	

(注) 1. 上記取引については、時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

通貨関連取引

								(単位:百万円)	
平成30年度				令和元年度					
	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時 価	評価損益	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時 価	評価損益	
店 頭	為替予約								
	売 建	174	174	184	△ 9	54	54	59	△ 4
	買 建	192	173	203	11	54	54	59	5
	合 計	387		1		118		0	

(注) 1. 上記取引については、時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び外貨建金債権債務等に付されたもので当該外貨建金債権債務等の貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

株式関連取引・債券関連取引・商品関連取引・クレジットデリバティブ取引

該当する取引はございません。

報酬体系について

単体

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額についでは前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

(2) 令和元年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

区 分	総支払額
対象役員に対する報酬等	220

(注) 1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」196百万円、「賞与」24百万円となっております。

3. 当金庫が当年度中に支払った役員退職慰労金、および当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金はありません。

4. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であつて、対象役員が受けける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和元年度において、対象職員等に該当するものはいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、令和元年度に対象役員に支払った報酬額の平均額としております。

3. 令和元年度において対象役員が受けける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

連結

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額についでは前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

(2) 令和元年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

区 分	総支払額
対象役員に対する報酬等	220

(注) 1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」196百万円、「賞与」24百万円となっております。

3. 当金庫が当年度中に支払った役員退職慰労金、および当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金はありません。

4. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号及び第6号にびに第3条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であつて、対象役員が受けける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和元年度において、対象職員等に該当するものはいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

なお、令和元年度においては、該当する会社はありませんでした。

3. 「同等額」は、令和元年度に対象役員に支払った報酬額の平均額としております。

4. 令和元年度において対象役員が受けける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

退職給付会計について

1. 採用している退職給付制度の概要

当金庫の退職給付制度は次のとおりです。

①確定給付企業年金制度(平成19年10月1日)

②確定拠出年金制度(平成19年10月1日)

また、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)にも加入しています。

2. 退職給付債務に関する事項

(単位:千円)

区 分	金 額
平成30年度	令和元年度
勤 務 費 用 (A)	409,915
利 息 費 用 (B)	413,067
期 待 運 用 収 益 (C)	△ 30,266
過去勤務費用の費用処理額(D)	△ 30,535
数理計算上の差異の費用処理額(E)	30,896
会計基準変更時差異の費用処理額(F)	△ 19,099
その他(端時に支払った割増退職金等)(G)	
退職給付費用(A+B+C+D+E+F+G)	410,545
	363,432

3. 退職給付費用に関する事項

(単位:千円)

区 分	金 額
平成30年度	令和元年度
勤務費用(A)	409,915
利息費用(B)	413,067
期待運用収益(C)	△ 30,266
過去勤務費用の費用処理額(D)	△ 30,535
数理計算上の差異の費用処理額(E)	30,896
会計基準変更時差異の費用処理額(F)	△ 19,099
その他(端時に支払った割増退職金等)(G)	
退職給付費用(A+B+C+D+E+F+G)	410,545
	363,432

不良債権額と不良債権比率の推移

金融再生法に基づき開示すべき債権は、貸出金のほか債務保証見返、未収利息、外国為替、貸付有価証券、金融機関保証付私募債及び仮払金です。

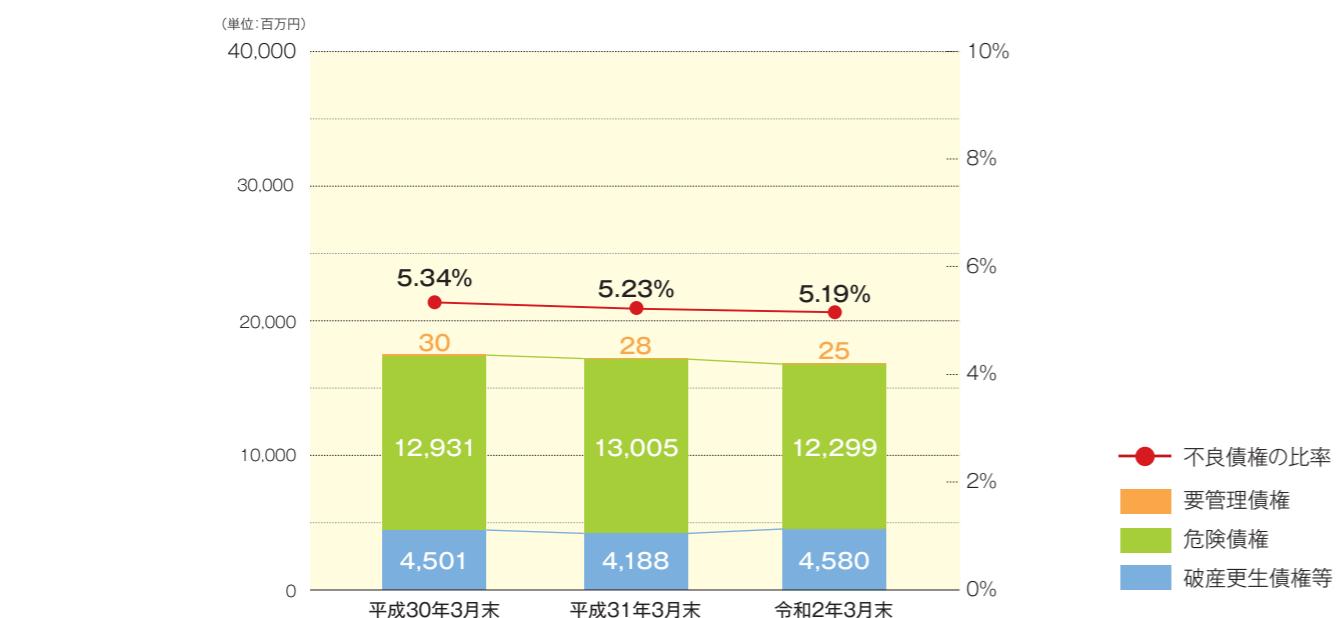
金融再生法に基づく不良債権とは、破産更生債権及びこれらに準ずる債権(破綻先、実質破綻先の債権)、危険債権(破綻懸念先の債権)、要管理債権(要注意先のうち、元本又は利息の支払が3ヵ月以上延滞している債権、または貸出条件緩和債権)の合計債権額です。

不良債権比率は、不良債権額を金融再生法に基づき開示すべき債権の額で除した割合です。

不良債権と言いましても、すべてがロスに繋がるものではありませんが、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に対しては、毀損見込額全額を個別貸倒引当金として計上し、危険債権、要管理債権に対しては、当金庫の過去の毀損実績にて貸倒実績率を算出し所要の個別・一般貸倒引当金を計上しています。

また、正常債権に対しても同様に、貸倒実績率により一般貸倒引当金を計上しています。

これら貸倒引当金を計上しているほかに、純資産額は300億円に上っており、健全性については問題ありません。



金融再生法開示債権と引当・保全状況

金融再生法に基づき開示すべき債権とは、貸出金のほか債務保証見返、未収利息、外国為替、貸付有価証券、金融機関保証付私募債及び仮払金です。

区分	開示額(a)	保全額(b)	担保・保証等による回収見込額(c)	貸倒引当金(d)	保全率%(b)/(a)	引当率%(d)/(a-c)
金融再生法上の不良債権	平成31年3月末 令和2年3月末	17,221 16,906	15,916 15,716	12,923 12,944	2,992 2,771	92.42 92.96
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成31年3月末 令和2年3月末	4,188 4,580	4,188 4,580	3,589 3,957	598 623	100.00 100.00
危険債権	平成31年3月末 令和2年3月末	13,005 12,299	11,722 11,129	9,329 8,983	2,392 2,146	90.13 90.49
要管理債権	平成31年3月末 令和2年3月末	28 25	5 5	4 3	1 1	20.43 21.05
正常債権	平成31年3月末 令和2年3月末	312,147 308,756	— —	— —	— —	— —
合計	平成31年3月末 令和2年3月末	329,369 325,662	— —	— —	— —	— —

- (注) 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、更生手続開始、再生手続開始、破産手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権のことです。
 2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性が高い債権のことです。
 3.「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金のことです。
 4.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当しない債権のことです。
 5.「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
 6.「保全額」は担保・保証等による回収見込額と貸倒引当金の合計額です。

リスク管理債権の引当・保全状況

リスク管理債権とは、信用金庫法により定められた開示すべき債権(貸出金)の金額です。

(単位:百万円)

区分	開示額(a)	担保・保証等による回収見込額(b)	貸倒引当金(c)	保全率%(b+c)/(a)	引当率%(c)/(a-b)
破綻先債権	平成31年3月末	606	555	50	100.00
	令和2年3月末	568	528	39	100.00
延滞債権	平成31年3月末	16,548	12,353	2,912	92.25
	令和2年3月末	16,273	12,402	2,701	92.82
3ヵ月以上延滞債権	平成31年3月末	—	—	—	—
	令和2年3月末	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	平成31年3月末	28	4	1	20.43
	令和2年3月末	25	3	1	21.05
合計	平成31年3月末	17,183	12,913	2,964	92.40
	令和2年3月末	16,867	12,935	2,743	92.95

- (注) 1.「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の延滞が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金のことです。
 ①更生手続開始の申立てがあった債務者 ②再生手続開始の申立てがあった債務者
 ③破産手続開始の申立てがあった債務者 ④特別清算開始の申立てがあった債務者
 ⑤手形交換所等による取引停止処分を受けた債務者
 2.「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち、次の2つを除いた貸出金のことです。
 ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金 ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
 3.「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で「破綻先債権」、「延滞債権」に該当しない貸出金のことです。
 4.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で「破綻先債権」、「延滞債権」、「3ヵ月以上延滞債権」に該当しない貸出金のことです。
 5.なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当している個別・一般貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
 6.「担保・保証等による回収見込額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
 7.「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に對して引当てる金額を記載しております。
 8.保全率はリスク管理債権ごとの開示額に對し、担保・保証・貸倒引当金を設定している割合です。
 保全率=(担保・保証等による回収見込額+貸倒引当金)÷開示額
 9.引当率はリスク管理債権ごとの無担保額に對し、貸倒引当金を引当てる割合です。
 引当率=貸倒引当金÷(開示額-担保・保証等による回収見込額)

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

■貸倒引当金の内訳

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成30年度	656	514	—	656
	令和元年度	514	578	—	578
個別貸倒引当金	平成30年度	3,172	3,060	246	2,926
	令和元年度	3,060	2,839	53	3,006
合計	平成30年度	3,829	3,574	246	3,583
	令和元年度	3,574	3,417	53	3,521



子会社等に関する事項

当金庫グループの主要な事業の概要

当金庫グループは、当金庫、子会社1社と子法人等1社及び関連法人等1社で構成され、信用金庫業務を中心に、金融機関事務集中業務受託、リース業務及び金融機関業務データ処理受託などの金融サービスを提供しております。

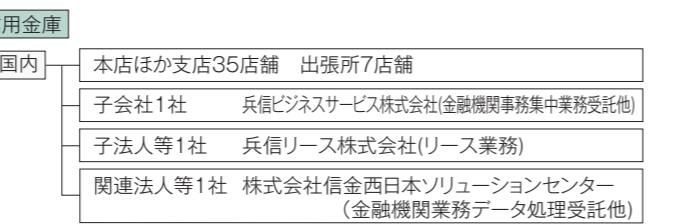
子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当金庫 議決権比率	子会社等の 議決権比率
兵信ビジネスサービス株式会社	姫路市増位新町1丁目16番地	金融機関事務集中業務受託	昭和60年6月18日	10百万円	100.0%	-%
兵信リース株式会社	姫路市増位新町1丁目16番地	リース業務	昭和63年11月16日	30百万円	41.0%	-%
株式会社信金西日本ソリューションセンター	石川県白山市八束穂1丁目6番地	金融機関業務データ処理受託	平成18年7月3日	70百万円	28.6%	-%

当金庫グループの事業の概況(連結)

預金については、定期性預金の減少が流動性預金の増加を上回り、期末残高で前連結会計年度比141億円、2.05%減少し6,760億円となりました。また、貸出金については、事業性貸出等の減少により、期末残高で前連結会計年度比34億円、1.04%減少し3,253億円となりました。

収支面では、貸出金利の低下による貸出金利息の減少や、リスク管理の観点から実施した有価証券のロスカット等の影響に



より、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度比33百万円、4.58%減少し、689百万円となりました。

また、当金庫グループの連結自己資本比率は、前連結会計年度比0.02ポイント上昇し9.36%となりました。

これは国内基準の4%を上回っており、当金庫グループが安全かつ健全であることを示しています。

5連結会計年度における主要な経営指標の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
連結 経常 収益	11,180	10,688	10,572	9,499	9,678
連結 経常 利益	2,137	1,961	1,232	782	882
親会社株主に帰属する当期純利益	1,955	1,791	1,124	722	689
連結 純資産額	29,739	28,946	29,322	31,679	30,186
連結 総資産額	691,287	700,664	725,770	729,150	710,944
連結自己資本比率(%)	9.50	9.61	9.07	9.34	9.36

(注)連結総資産額には、債務保証見返は含んでおりません。

連結貸借対照表

資産の部		
科 目	平成31年3月末	令和2年3月末
現 金 及 び 預 け 金	194,594	160,744
買入手形及びコールローン	33	-
買 入 金 銭 債 権	866	3,681
金 銭 の 信 託	500	700
有 価 証 券	196,196	212,503
貸 出 金	328,772	325,333
外 国 為 替	36	30
そ の 他 資 産	4,617	4,261
有 形 固 定 資 産	6,756	6,508
建 物	1,440	1,312
土 地	4,715	4,620
リ ー ス 資 産	73	210
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	527	365
無 形 固 定 資 産	350	323
ソ フ ト ウ ェ ア	338	315
リ ー ス 資 産	12	7
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	0	0
繰 延 税 金 資 産	-	274
債 務 保 証 見 返	281	210
貸 倒 引 当 金	△ 3,574	△ 3,417
資 産 の 部 合 讈	729,432	711,155

負債の部		
科 目	平成31年3月末	令和2年3月末
預 金 積 金	690,241	676,076
借 用 金	3,742	1,990
そ の 他 負 債	1,354	1,228
賞 与 引 当 金	337	321
退職給付に係る負債	283	162
預金払戻損失引当金	165	149
偶 発 損 失 引 当 金	288	304
繰 延 税 金 負 債	522	-
再評価に係る繰延税金負債	535	523
債 务 保 証	281	210
負債の部合計	697,752	680,968

純資産の部		
科 目	平成31年3月末	令和2年3月末
出 資 金	2,427	2,408
利 益 剰 余 金	26,378	26,994
処 分 未 濟 持 分	△0	△0
会 員 勘 定 合 計	28,805	29,401
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,118	51
土 地 再 評 価 差 額 金	754	733
評 価・換 算 差 額 等 合 計	2,873	784
非 支 配 株 主 持 分	-	-
純 資 産 の 部 合 計	31,679	30,186
負債及び純資産の部合計	729,432	711,155

連結損益計算書

科 目	平成30年度	令和元年度
経 常 収 益	9,499,272	9,678,893
資 金 運 用 収 益	7,586,488	7,346,488
貸 出 金 利 息	4,879,576	4,775,145
預 け 金 利 息	369,213	249,296
買 手 形 利 息 及 ブ ロ ル ン 利 息	1,523	452
有 価 証 券 利 息 配 当 金	2,251,897	2,234,781
そ の 他 の 受 入 利 息	84,276	86,812
役 務 取 引 等 収 益	1,041,946	1,094,862
そ の 他 業 務 収 益	290,433	632,352
そ の 他 経 常 収 益	580,404	605,189
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	8,305	103,371
償 却 債 權 取 立 益	154,562	237,545
そ の 他 の 経 常 収 益	417,536	264,273
経 常 費 用	8,717,089	8,796,011
資 金 調 達 費 用	391,364	328,408
預 金 利 息	359,968	301,174
給 付 補 備 金 総 入 額	18,706	15,220
借 用 金 利 息	5,606	5,183
そ の 他 の 支 払 利 息	7,083	6,829
役 務 取 引 等 費 用	647,753	643,503
そ の 他 業 務 費 用	216,792	827,876
経 費	6,893,388	6,629,073
そ の 他 経 常 費 用	567,790	367,149
経 常 利 益	782,183	882,882
特 別 利 益	-	-
特 別 損 失	11,703	192,489
固 定 資 產 処 分 損	2,830	16,840
減 損 損 失	8,872	175,648
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	770,480	690,392
法 人 税 住 民 税 及 び 事 業 税	12,344	11,080
法 人 税 等 調 整 額	35,595	△ 10,094
法 人 税 等 合 計	47,939	985
当 期 純 利 益	722,540	689,407
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	-	-
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	722,540	689,407

連結貸借対照表の注記事項

- 記載額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他の有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
- 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2と同じ方法により行っています。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
- 当金庫の有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
 - 建物 10年~50年
 - その他 4年~20年
 連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等で定められた利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外斐ナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。
- 当金庫の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り

13. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
14. 当金庫の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年7月29日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替物予約取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合ったヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
15. 当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
16. 当金庫の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額一百万円
17. 当金庫の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額一百万円
18. 子会社等の株式又は出資金の総額(連結子会社及び連結子法人等の株式又は出資金を除く)126百万円
19. 有形固定資産の減価償却累計額11,334百万円
20. 貸出金のうち、破綻先債権額は568百万円、延滞債権額は16,273百万円であります。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつて貸出金(貸倒れ)を行った部分を除く、「以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のいかんまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
21. 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額はありません。
- なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
22. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は25百万円であります。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄等の他の債務者に有利となる取決めを行つた貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
23. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は16,867百万円であります。
- なお、20.から23.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の額度であります。
24. 手形割引は、日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付行為替手形及び買入代形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,680百万円であります。
25. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- 担保に供している資産
- 預け金 4,000百万円
 - 有価証券 3,658百万円
 - 担保資産に応する債務
 - 借用金 1,967百万円
- 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、預け金20,000百万円、外国為替取引の担保として、預け金1,800百万円を差し入れております。
- また、その他の資産のうち保証金は9百万円及び敷金は88百万円であります。
26. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当金庫の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る課税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- 再評価を行った年月日 平成14年3月31日
- 同法第3条第3項に定める再評価の方法
- 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣販買事例による補正等)合理的な調整を行つて算出しております。
- 同法律第10条に定める再評価を行つた事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △1,399百万円
27. 出資1口当たりの純資産 6,269円17銭
28. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
 - 当金庫グループは、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行つております。
 - このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行いリスクコントロールに努めております。また、その一環として、デリバティブ取引も行っております。
 - (2) 金融商品の内容及びそのリスク
 - 当金庫グループが保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
 - また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク、為替リスクに晒されております。
 - 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
 - デリバティブ取引にはALMの一環で行つている金利スワップ取引、為替先物予約取引があります。
 - 当金庫グループでは、これらをヘッジ手段として、ヘッジ対象である金融商品に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。
 - (3) 金融商品に係るリスク管理体制
 - 当金庫グループは、リスクの種類に応じたリスク管理部署を設置するほか、経営陣によつて構成されたリスク管理委員会を設置し、グループ全体のリスク状況を統合的に把握・管理する体制をとっております。リスク管理委員会ではリスク状況を定期的に議論するほか、金融環境の変化時には即座に同委員会を開催するなど機動的な態勢をとっております。リスク管理体制の整備についても、リスク管理基本規定を基に各リスクの管理規定及び年度リスク方針を制定し、また、定量的な管理方法や手続等を定めた統合的リスク管理規定や各リスク計測マニュアルを整備しております。

① 信用リスクの管理
当金庫グループは、与信業務の基本的な理念や手続等を定めた「クレジットポリシー」をはじめ、融資共通事務手続きや各種商品の事務規定及び信用リスクに関する管理諸規定に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などを与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部等により行われ、また、定期的に常勤理事会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、資金部において、信用情報や時価の把握を定期的に行つて管理し、その状況等は企画部がモニタリングしております。

② 市場リスクの管理
(i) 金利リスクの管理
当金庫グループは定期的に金利の変動リスクの計測・評価を行い、ALM委員会等で議論検討し必要に応じて経営陣へ報告するなど、適宜、対策を講じる態勢しております。

定期的に企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利敏感度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会等に報告しております。

なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップも行っております。

(ii) 为替リスクの管理
当金庫グループは、為替の変動リスクに関して、為替持高を正確に把握し、為替相場の変動により被るリスクの回避に努め、為替相場の変動による収益への影響度を把握しております。

(iii) 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会が承認した、資金運用関連規定、資金運用計画及び資金運用方針に従い行われております。

このうち、資産部では、市場運用商品の購入を行つており、事前審査・投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じ、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は常勤理事会をはじめ、リスク管理委員会等へ定期的に報告されております。

(iv) デリバティブ取引
デリバティブ取引に関しては、資金運用関連規定、資金運用計画、資金運用方針及び外為替事務取扱規定等に基づき実施しております。

(v) 市場リスクに関する定量的情報
当金庫グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」及び「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引等であります。

当金庫グループでは、これらの金融資産及び金融負債について、「有価証券」の市場リスク量をVaRにより日次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。「有価証券」を除く金融資産及び金融負債につきましても、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」(平成26年金融庁告示第8号)において通貨ごとに規定された金利シックルを用いた経済価値の変動額を金利の変動リスクの管理にあたつての定量的分析に利用しております。

当金庫グループのVaRは分散共分散法(保有期間3ヶ月、信頼区間99%、観測期間1年)により算出しており、令和2年3月31日現在で当金庫グループの市場リスク量(損失額の推計値)は5,820百万円です。

なお、当金庫グループでは、モデルが算出するVaRと評価損益との関係を検証するバックテスト実行をしております。ただし、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉していると考えております。VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の確率での市場リスク量(損失額の推計値)を計算しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

「有価証券」を除く金融資産及び金融負債に係る、当連結会計年度末の上方バラルシフト(指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合の経済価値の変動額は、110百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。また、上方バラルシフト(指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(vi) 資金調達に係る流动性リスクの管理
当金庫グループは、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流动性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に応じた場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡単な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

29. 金融商品の時価等に関する事項
令和2年3月31日における連結貸借対照表上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。(時価等の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含まれていません。(注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(注1) 金利変動リスクに対するヘッジ手段として、ヘッジ対象である金融商品に關わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制
当金庫グループは、リスクの種類に応じたリスク管理部署を設置するほか、経営陣によつて構成されたリスク管理委員会を設置し、グループ全体のリスク状況を統合的に把握・管理する体制をとっております。リスク管理委員会ではリスク状況を定期的に議論するほか、金融環境の変化時には即座に同委員会を開催するなど機動的な態勢をとっております。リスク管理体制の整備についても、リスク管理基本規定を基に各リスクの管理規定及び年度リスク方針を制定し、また、定量的な管理方法や手続等を定めた統合的リスク管理規定や各リスク計測マニュアルを整備しております。

(注2) 有価証券に対する一般貸倒引当金及び貸倒引当金を控除しております。

(注3) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債務・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 現金及び預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、無リスクの市場金利(1年未満は対TIBOR、1年以上は対LIBORの円/円スワップレート)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。また、利払いごとに預入先の金融機関が満期を繰り上げができる預け金(いわゆるコーラブル預金)については、合理的に算定された価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によつております。投資信託は、公表されている基準価額によつております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については30.から31.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間に市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び残存期間、内部格付に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(1年未満は対TIBOR、1年以上は対LIBORの円/円スワップレート)に内部格付区分に対応した信用コスト率及び経費率を加算した率で割り引いて時価を算定しております。固定金利による住宅ローンについては、元利金の合計額を残存期間と同様の新規貸出を行つた場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間(3ヶ月以内)のものは、時価は帳簿価額を時価としております。

また、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債務等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しております。時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しております。当該債額を時価としております。

金融負債

(1) 預金積金

要求預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、残存期間ごとに区分して、将来のキャッシュフローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用的な利率を用いております。なお、残存期間が短期(3ヶ月以内)のもの及び変動金利のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利連取引(金利スワップ)、通貨連取引(為替先物)であり、割引現金等により算出した価額によっております。

(2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表上額は次のとおりであります。

(注1) 有価証券の時価等の算定方法の注記

(注2) 有価証券のうち、株式や投資信託など償還予定額が明確に見込めないものは含めておりません。

(注3) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債務等、償還予定額が見込めないものの期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 金利債権及び満期のある有価証券の連結貸借対照表上額の償還予定額

区分	連結貸借対照表上額
関連法人等株式(*1)	126
非上場株式(*1)	155
信金中央金庫出資金(*1)	3,155
合計	3,437

(注1) 関連法人等株式、非上場株式及び信金中央金庫出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価顯示の対象とはしていません。

(注2) 「うち連結貸借対照表上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表上額が取得原価を超えないもの」

(注3) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債務等、償還予定額が見込めないものの期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 金利債権及び満期のある有価証券の連結貸借対照表上額の償還予定額

年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預け金(*1)	106,300	13,000	19,000

自己資本の充実の状況について

自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されています。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次の通りです。

資本調達手段の区分	内 容
普通出資	発行主体：兵庫信用金庫 コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：2,408百万円

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫の自己資本比率は9.32%と国内基準の4%を上回っており、経営の健全性・安全性を保っていると評価しております。

また、将来の自己資本の充実策については、第9次中期経営計画や年度ごとに掲げる事業方針に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

あわせて、35ページ“自己資本比率について”もご参照ください。

信用リスクに関する項目

■信用リスク管理の方針及び手続の概要

10ページ“リスク管理体制”をご参照ください。

■リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。

- ・株式会社格付投資情報センター(R&I)
- ・株式会社日本格付研究所(JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- ・S&Pグローバル・レーティング(S&P)

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には預金担保・有価証券担保・保証などが該当します。当金庫では、融資の取上げに際し、資金用途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、多面的角度より可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で契約いただく等、適切な取扱に努めております。

当金庫が扱う担保には、預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続は、「融資共通事務手続」及び「不動産担保取扱基準」「有価証券担保取扱基準」等により、適切な事務取扱及び適正な評価を行っております。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等を行う場合がありますが、金庫が定める事務規定等により適切な取扱に努めています。なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特定の業種やエクスポートの種類に偏ることがないよう、分散に努めています。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、市場リスクの適切な管理を行うことを目的に派生商品取引を取扱っております。具体的には、金利スワップ取引、為替先物予約取引、有価証券(投資信託)関連取引として株価指数先物取引があります。

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になるとにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されています。

市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けれるリスクと保有する資産・負債が受けれるリスクが相殺されるような形で管理をしております。

また、信用リスクへの対応として、お客さまとの取引については、総与信取引における保全枠との一的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じております。その他、有価証券関連取引については、有価証券にかかる運用方針の中で定めている投資枠内での取引に限定しております。

以上により当該取引にかかる市場リスク・信用リスクとも適切なリスク管理に努めています。なお、長期決済期間取引は該当ありません。

証券化エクスポートの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

当金庫における証券化取引の役割は、投資家並びにオリジネーターがあります。投資業務については、有価証券投資の一環として捉え、リスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてリスク管理委員会等で協議し、適切なリスク管理に努めています。また、取引にあたっては、「資金運用関連規定」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。

尚、オリジネーターにあたる取引はございません。

■証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従つた、適正な処理を行っております。

■証券化エクスポートの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポートのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。

- ・株式会社格付投資情報センター(R&I)
- ・株式会社日本格付研究所(JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- ・S&Pグローバル・レーティング(S&P)

■体制の整備及び運用状況の概要

当金庫は、証券化商品(再証券化商品を含む。以下同じ)への投資にあたり、次の事項を事前に確認することとしております。

- ・市場環境、証券化商品および裏付資産に係る市場の状況等
- ・証券化商品に関するデューデリジェンスやモニタリングに必要な各種情報が投資期間を通じて継続的または適時に入手可能であること

当金庫は、証券化商品の裏付資産の状況・パフォーマンス、証券化商品に内包されるリスク及び構造上の特性等の分析を行ったうえで、投資の可否を決定しております。

また、保有している証券化商品の管理については、定期的に適時に証券化商品及びその裏付資産に係る情報を日本証券業協会ホームページや証券会社等から収集し、担当役員及びリスク管理の統括部署に報告し、統括部署は必要に応じ信用補完の十分性やスキーム維持の蓋然性等の検証を行う体制としております。

オペレーション・リスクに関する項目

■リスク管理の方針及び手続の概要

10ページ“リスク管理体制”をご参照ください。

銀行勘定における出資その他これに類するエクスポートのリスク管理の方針及び手続の概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失(VaR)によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、リスク限度枠、ポジション枠の遵守状況を定期的にリスク管理委員会等へ報告しています。

一方、非上場株式やベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金に関しては、「資金運用関連規定」に基づいた適正な運用・管理を行っています。リスク状況につきましても、定期的にモニタリングし、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従つた、適正な処理を行っております。

銀行勘定の金利リスクに関する項目

イ.「リスク管理の方針及び手続の概要」

(1)リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

銀行勘定の金利リスクとは、金利が変動することによって、保有する資産や負債等の価値(現在価値)や、貸出金の金利差などを得られる将来収益(金利収益)が変動するリスクをいい、当金庫は、定期的に計測・評価を行い、経営体力に応じたリスクの範囲で健全性、収益性の維持向上を図る方針の下、適宜、対応を講じる態勢としております。

(2)リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

具体的に、当金庫は、銀行勘定の全ての資産、負債、オフバランス取引を対象に、一定のストレス的な金利変動シナリオを想定した場合に発生する損失額の計測や、金利更改期を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響などを定期的に評価し、ALM委員会等で協議検討するとともに、必要に応じて経営陣に報告するなど、資産、負債等の最適化に向けたリスクコントロールに努めています。

(3)金利リスク計測の頻度

銀行勘定の金利リスクは、毎月末を基準日として、月次で計測しております。

(4)ヘッジ等金利リスクの削減手法(ヘッジ手段の会計上の取扱いを含む)に関する説明

当金庫は、必要に応じて、有価証券の売買等を通じた資産構成の見直し、金利改定の平均満期短期化や金利スワップ取引等のヘッジ取引により金利リスクの削減を図る方針としております。

口.「金利リスクの算定手法の概要」

(1)開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII(銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12カ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいう。以下同じ。)並びに銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項

①流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

②流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

③流動性預金への満期の割当方法(コア預金モデル等)及びその前提

流動性預金への満期の割当方法は、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

④固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提は、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

⑤複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値のみ合算し、通貨間の相関は考慮しておりません。

⑥スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュフローに含めるか否か等)

スプレッドは考慮しておりません。

⑦内部モデルの使用等、△EVE及び△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

該当事項はございません。

⑧前事業年度末の開示からの変動に関する説明

△EVEは資産構成の見直し等により前期末から減少いたしました。

△NIIは開示初年度につき、記載しておりません。

⑨計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

重要性テスト(△EVE/自己資本)は、監督上の基準である20%を上回っておりますが、銀行勘定の金利リスクが顕在化しても自己資本比率4%(国内基準)を確保できる水準となっております。

(2)銀行が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項

①金利ショックに関する説明

②金利リスク計測の前提及びその意味(特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NIIと大きく異なる点)

当金庫では、有価証券の金利リスクとして、VaR及び125BPVを計測しております。VaR計測においては、過去5年間の金利変動に基づく金利ショックとヒストリカル・シナリオに基づく金利ショックを前提条件としております。

単体における事業年度の開示事項

自己資本の構成に関する事項

■ 単体自己資本比率		
項目	平成30年度	令和元年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	28,596	29,183
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,427	2,408
うち、利益剰余金の額	26,264	26,872
うち、外部流出予定額(△)	95	96
うち、上記以外に該当するものの額	—	△0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	803	883
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	803	883
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	139	94
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	29,538	30,160
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	252	232
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	252	232
線延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	8
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、線延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、線延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (口)	252	241
自己資本		
自己資本の額((イ)-(口)) (ハ)	29,285	29,919
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	299,954	306,454
資産(オン・バランス)項目	298,886	304,969
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△807	△901
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,425	△1,425
うち、上記以外に該当するものの額	617	523
オフ・バランス取引等項目	596	720
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	472	765
中央清算機関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—	—
オペレーションル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	14,650	14,422
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーションル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	314,605	320,877
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(二))	9.30%	9.32%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出してあります。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出してあります。

自己資本の充実度に関する事項

	平成30年度		令和元年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額の合計	299,954	11,998	306,454	12,258
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	288,702	11,548	287,633	11,505
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	1,015	40	826	33
地方三公社向け	214	8	305	12
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	45,183	1,807	37,731	1,509
法人等向け	101,204	4,048	101,972	4,078
中小企業等向け及び個人向け	66,359	2,654	67,134	2,685
抵当権付住宅ローン	6,660	266	6,329	253
不動産取得等事業向け	41,983	1,679	45,152	1,806
三月以上延滞等	1,497	59	1,993	79
取立未済手形	62	2	40	1
信用保証協会等による保証付	3,221	128	3,117	124
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	5,271	210	5,709	228
出資等のエクスポージャー	5,271	210	5,709	228
重要な出資のエクspoージャー	—	—	—	—
上記以外	16,028	641	17,319	692
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクspoージャー	4,785	191	5,057	202
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクspoージャー	2,375	95	2,375	95
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクspoージャー	455	18	1,466	58
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクspoージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクspoージャー	—	—	—	—
上記以外のエクspoージャー	8,413	336	8,420	336
② 証券化エクspoージャー	273	10	730	29
証券化 STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	273	10	730	29
再証券化	—	—	—	—
③ リスク・ウェイのみなし計算が適用されるエクspoージャー	11,312	452	18,227	729
ルック・スルー方式	11,312	452	18,227	729
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	617	24	523	20
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクspoージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,425	△ 57	△ 1,425	△ 57
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	472	18	765	30
⑦ 中央清算機関連エクspoージャー	—	—	—	—
口. オペレーションル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	14,650	586	14,422	576
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+口)	314,605	12,584	320,877	12,835

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
 2. 「エクspoージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等です。
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクspoージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」「国際決済銀行等向け」を除くにおいてリスク・ウェイが150%になったエクspoージャーのことです。
 4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーションル・リスク相当額を算定しております。
 (オペレーションル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法)
 粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%
 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数
 5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化工クスポートージャーを除く)

■信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

業種・期間区分	信用リスクエクspoージャー期末残高										(単位:百万円)		
	エクspoージャー区分		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオーバランス取引		債券		国 内		国 外		デリバティブ取引		三月以上延滞 エクspoージャー
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	
製造業	41,758	40,404	26,555	24,422	14,999	15,780	200	200	4	0	104	84	
農業、林業	640	614	640	614	—	—	—	—	—	—	0	0	
漁業	335	353	335	353	—	—	—	—	—	—	—	—	
鉱業、採石業、砂利採取業	166	195	166	195	—	—	—	—	—	—	—	—	
建設業	35,432	34,865	34,432	33,767	1,000	1,098	—	—	—	—	179	272	
電気・ガス・熱供給・水道業	4,113	4,541	13	33	3,899	4,302	200	205	—	—	—	—	
情報通信業	1,372	1,457	672	771	700	686	—	—	—	—	—	—	
運輸業、郵便業	15,769	15,140	7,969	6,996	7,800	8,144	—	—	—	—	2	53	
卸売業、小売業	31,951	29,531	27,851	25,717	4,100	3,813	—	—	—	—	332	290	
金融業、保険業	225,768	193,833	7,205	7,718	6,695	11,708	27,199	27,358	1,552	2,547	—	—	
不動産業	78,029	83,457	72,228	76,650	5,801	6,807	—	—	—	—	31	541	
物品賃貸業	1,602	1,545	1,602	1,545	—	—	—	—	—	—	—	—	
学術研究・専門・技術サービス業	3,446	3,323	3,446	3,323	—	—	—	—	—	—	—	—	
宿泊業	5,065	4,886	5,065	4,886	—	—	—	—	—	—	—	—	
飲食業	6,122	6,476	6,122	6,476	—	—	—	—	—	—	221	198	
生活関連サービス業、娯楽業	20,327	16,637	17,327	16,037	2,999	600	—	—	—	—	111	77	
教育、学習支援業	889	653	889	653	—	—	—	—	—	—	299	299	
医療、福祉	12,640	11,905	12,640	11,905	—	—	—	—	—	—	19	2	
その他サービス業	8,963	11,955	8,963	9,296	—	2,659	—	—	—	—	4	44	
国・地方公共団体等	113,151	114,739	36,373	36,516	71,085	62,297	4,512	14,715	—	—	—	—	
個人	83,102	81,290	83,102	81,290	—	—	—	—	—	—	402	344	
その他	11,647	15,789	281	210	1,296	—	13,500	15,579	—	—	—	—	
業種別合計	702,299	673,599	353,887	349,381	120,379	117,899	45,612	58,059	1,556	2,548	1,709	2,209	
1年以下	140,399	150,385	50,131	53,106	11,725	9,871	1,000	1,602	9	504	—	—	
1年超3年以下	64,301	65,511	34,725	32,717	15,915	17,389	3,649	2,404	10	—	—	—	
3年超5年以下	62,919	58,482	39,250	36,966	17,133	9,794	6,534	11,720	—	—	—	—	
5年超7年以下	55,102	54,231	30,716	31,078	7,115	9,109	4,263	10,028	507	1,015	—	—	
7年超10年以下	104,098	94,220	36,663	32,792	22,256	25,626	15,363	19,801	1,015	—	—	—	
10年超	200,386	192,558	127,038	128,621	45,733	45,607	14,800	12,500	14	1,028	—	—	
期間の定めのないもの	75,092	58,209	35,361	34,097	500	500	—	—	—	—	—	—	
残存期間別合計	702,299	673,599	353,887	349,381	120,379	117,899	45,612	58,059	1,556	2,548	—	—	

(注) 1. オーバランス取引はデリバティブ取引を除く。

2. 「三月以上延滞エクspoージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクspoージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクspoージャーです。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクspoージャーは含まれておらずません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

49ページをご参照ください。

業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金		貸出金償却	
	期末残高	当期増減額	平成30年度	令和元年度
平成30年度	98	98	4	△0
令和元年度	6	5	△1	△0
	3	2	△0	△0
製造業	98	98	4	△0
農業、林業	6	5	△1	△0
漁業	3	2	△0	△0
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	146	132	△42	△14
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	0	—	0	△0
運輸業、郵便業	1,292	1,226	△73	△65
卸売業、小売業	215	186	△153	△29
金融業、保険業	—	—	—	—
不動産業	373	366	101	△6
物品賃貸業	—	—	—	—
学術研究・専門・技術サービス業	67	74	40	6
宿泊業	0	0	—	—
飲食業	64	65	△24	1
生活関連サービス業、娯楽業	399	379	9	△20
教育、学習支援業	4	3	△1	△0
医療、福祉	67	25	61	△41
その他サービス業	41	44	△29	3
国・地方公共団体等	—	—	—	—
個人	208	157	△4	△50
その他	69	69	△0	△0
業種別合計	3,060	2,839	△112	△220
	34	34	—	—
	153	153	—	—

(注) 1. 当金庫は国内の限定されたエリアにて事業活動を行なっているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

信用リスク削減手法に関する事項

■信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度

証券化エクスポートに関する事項

投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートに関する事項)

■保有する証券化エクスポートの額及び主な原資産の種類別の内訳

	平成30年度	令和元年度
証券化エクスポートの額	616	2,902
金銭信託	—	—
貸出債権	501	500
住宅ローン	114	2,401

■保有する証券化エクスポートの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

リスク・ウェイト区分(%)	エクスポート残高				所要自己資本の額			
	平成30年度		令和元年度		平成30年度		令和元年度	
取引	オーバランス	取引	オーバランス	取引	オーバランス	取引	オーバランス	取引
15~50%未満	114	—	2,401	—	0	—	19	—
50~100%未満	501	—	500	—	10	—	10	—
100~250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	—	—

*所要自己資本の額=エクスポート残高×リスクウェイト×4%

ただし、「リスク・ウェイト区分」「エクスポート残高」「所要自己資本の額」は、いずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の計算式と一致しない場合があります。

■再証券化エクスポート

該当する取引はございません。

出資等エクスポートに関する事項

■貸借対照表計上額及び時価

区分	平成30年度		令和元年度	
	貸借対照表 計上額	時価	貸借対照表 計上額	時価
上場株式等	8,892	8,892	1,555	1,555
非上場株式等	3,369	—	4,154	—
合計	12,262	8,892	5,709	1,555

*投資信託等の裏付資産のうち出資等に該当するものは、上場株式等に含めております。

■出資等エクスポートの売却及び償却に伴う損益の額

	平成30年度	令和元年度
売却益	276	147
売却損	298	91
償却	0	0

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートに関する事項

	平成30年度	令和元年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポート	24,416	35,300
マンデート方式を適用するエクスポート	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポート	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポート	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポート	—	—

金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

項目番号	イ 口		ハ ニ	
	ΔEVA		ΔNII	
	当期末	前期末	当期末	前期末
1 上方パラレルシフト	15,426	16,762	0	
2 下方パラレルシフト	0	20	30	
3 スティープ化	12,991			
4 フラット化				
5 短期金利上昇				
6 短期金利低下				
7 最大値	15,426	16,762	30	
		水	火	
		当期末	前期末	
8 自己資本の額	29,919		29,285	

1. 金利リスクの算定方法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。
2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(2019年2月18日)による改正を受け、当期末(2020年3月末)から△NIIを開示することとなりました。このため、開示初年度につき、当期末分のみを開示しております。

連結会計年度の開示事項

その他金融機関等^(注)であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当する項目はございません。

(注)自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等をいいます。

自己資本の構成に関する事項

■連結自己資本比率

(単位:百万円)

項目	平成30年度	令和元年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	28,710	29,305
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,427	2,408
うち、利益剰余金の額	26,378	26,994
うち、外部流出予定額(△)	95	96
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△0
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るもの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	803	883
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	803	883
うち、過格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	139	94
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	29,652	30,282
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービス・ライツに係るもの)の額の合計額	252	233
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービス・ライツに係るもの以外の額	252	233
繰延税金資産(一時差異に係るもの)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービス・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービス・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	252	241
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	29,399	30,041
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	300,013	306,519
資産(オン・バランス)項目	298,945	305,034
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△807	△901
うち、他の金融機関等向けエクスポート	△1,425	△1,425
うち、上記以外に該当するものの額	617	523
オフ・バランス取引等項目	596	720
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	472	765
中央清算機関関連エクスポートに係る信用リスク・アセットの額	—	—
オペレーション・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	14,633	14,405
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーション・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	314,647	320,924
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)/(二))	9.34%	9.36%

自己資本の充実度に関する事項

	平成30年度		令和元年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額の合計	300,013	12,000	306,519	12,260
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	288,761	11,550	287,698	11,507
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	1,015	40	826	33
地方三公社向け	214	8	305	12
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	45,183	1,807	37,731	1,509
法人等向け	101,204	4,048	101,972	4,078
中小企業等向け及び個人向け	66,359	2,654	67,134	2,685
抵当権付住宅ローン	6,660	266	6,329	253
不動産取得等事業向け	41,983	1,679	45,152	1,806
三月以上延滞等	1,497	59	1,993	79
取立未済手形	62	2	40	1
信用保証協会等による保証付	3,221	128	3,117	124
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	5,271	210	5,709	228
出資等のエクスポージャー	5,271	210	5,709	228
重要な出資のエクspoージャー	—	—	—	—
上記以外	16,087	643	17,384	695
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクspoージャー	4,785	191	5,057	202
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクspoージャー	2,375	95	2,375	95
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクspoージャー	455	18	1,466	58
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクspoージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクspoージャー	—	—	—	—
上記以外のエクspoージャー	8,471	338	8,484	339
② 証券化工エクspoージャー	273	10	730	29
証券化	—	—	—	—
STO要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	273	10	730	29
再証券化	—	—	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー	11,312	452	18,227	729
ルック・スルーワ方式	11,312	452	18,227	729
マンテート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	617	24	523	20
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクspoージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,425	△ 57	△ 1,425	△ 57
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	472	18	765	30
⑦ 中央清算機関連エクspoージャー	—	—	—	—
口. オペレーション・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	14,633	585	14,405	576
ハ. 結算総所要自己資本額 (イ+ロ)	314,647	12,585	320,924	12,836

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
2. 「エクspoージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクspoージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」「国際決済銀行等向け」を除くにおいてリスク・ウェイトが150%になったエクspoージャーのことです。
4. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーション・リスク相当額を算定しております。
(オペレーション・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法)
粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数
5. 結算総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー及び証券化工エクspoージャーを除く)

■信用リスクに関するエクspoージャー及び主な種類別の期末残高

業種・期間区分	エクspoージャー区分	信用リスクエクspoージャー期末残高								三月以上延滞エクspoージャー	
		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		内		外			
		平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度		
製造業	41,758	40,404	26,555	24,422	14,999	15,780	200	200	4	0	
農業、林業	640	614	640	614	—	—	—	—	—	0	
漁業	335	353	335	353	—	—	—	—	—	—	
鉱業、採石業、砂利採取業	166	195	166	195	—	—	—	—	—	—	
建設業	35,432	34,865	34,432	33,767	1,000	1,098	—	—	—	179	
電気・ガス・熱供給・水道業	4,113	4,541	13	33	3,899	4,302	200	205	—	—	
情報通信業	1,372	1,457	672	771	700	686	—	—	—	—	
運輸業、郵便業	15,769	15,140	7,969	6,996	7,800	8,144	—	—	2	53	
卸売業、小売業	31,951	29,531	27,851	25,717	4,100	3,813	—	—	—	332	
金融業、保険業	225,768	193,833	7,205	7,718	6,695	11,708	27,199	27,358	1,552	2,547	
不動産業	78,029	83,457	72,228	76,650	5,801	6,807	—	—	—	31	
物品賃貸業	1,602	1,545	1,602	1,545	—	—	—	—	—	—	
学術研究、専門・技術サービス業	3,446	3,323	3,446	3,323	—	—	—	—	—	—	
宿泊業	5,065	4,886	5,065	4,886	—	—	—	—	—	—	
飲食業	6,122	6,476	6,122	6,476	—	—	—	—	—	—	
生活関連サービス業、娯楽業	20,327	16,637	17,327	16,037	2,999	600	—	—	—	111	
教育、学習支援業	889	653	889	653	—	—	—	—	—	299	
医療、福祉	12,640	11,905	12,640	11,905	—	—	—	—	—	19	
その他のサービス	8,963	11,955	8,963	9,296	—	2,659	—	—	—	4	
国・地方公共団体等	113,151	114,739	36,373	36,516	71,085	62,297	4,512	14,715	—	—	
個人	83,102	81,290	83,102	81,290	—	—	—	—	—	402	
その他	11,706	15,854	281	210	1,296	—	13,500	15,579	—	—	
業種別合計	702,358	673,664	353,887	349,381	120,379	117,899	45,612	58,059	1,556	2,548	
1年以下	140,399	150,385	50,131	53,106	11,725	9,871	1,000	1,602	9	504	
1年超3年以下	64,301	65,511	34,725	32,717	15,915	17,389	3,649	2,404	10	—	
3年超5年以下	62,919	58,482	39,250	36,966	17,133	9,794	6,534	11,720	—	—	
5年超7年以下	55,102	54,231	30,716	31,078	7,115	9,109	4,263	10,028	507	1,015	
7年超10年以下	104,098	94,220	36,663	32,792	22,256	25,626	15,363	19,801	1,015	—	
10年超	200,386	192,558	127,038	128,621	45,733	45,607	14,800	12,500	14	1,028	
期間の定めのないもの	75,151	58,274	35,361	34,097	500	500	—	—	—	—	
残存期間別合計	702,358	673,664	353,887	349,381	120,379	117,899	45,612	58,059	1,556	2,548	

(注) 1. オフ・バランス取引はデリバティブ取引を除く。

ひょうしんのネットワーク

店舗一覧 (令和2年7月6日現在)

地区	店名	住所	TEL	キャッシュコーナー稼働時間	
				平日	土・日曜日・祝日
姫路市	① 本 部	〒670-0935 姫路市北条口三丁目27番地	079(282)1255	—	—
	① 本店営業部	〒670-0935 姫路市北条口三丁目27番地	079(282)1340	8:00~21:00	9:00~19:00
	② 飾 磨 支 店	〒672-8051 姫路市飾磨区清水111番地	079(234)1313	8:00~21:00	9:00~19:00
	③ 西 飾 磨 支 店	〒672-8079 姫路市飾磨区今在家四丁目20番地の1	079(234)1311	8:00~21:00	9:00~19:00
	④ 広 煙 支 店	〒671-1121 姫路市広畑区東新町一丁目10番地の2	079(236)3001	8:00~21:00	9:00~19:00
	⑤ 大 津 出 張 所	〒671-1131 姫路市大津区天神町二丁目65番地	079(239)8686	8:00~21:00	9:00~19:00
	⑥ 蒲 田 出 張 所	〒671-1103 姫路市広畑区西夢前台四丁目213番地	079(236)2727	8:00~21:00	9:00~19:00
	⑦ 網 干 支 店	〒671-1234 姫路市網干区新在家1406番地	079(272)0881	8:00~21:00	9:00~19:00
	⑧ 網 干 駅 支 店	〒671-1227 姫路市網干区和久294番地の1	079(272)4433	8:00~21:00	9:00~19:00
	⑨ 白 浜 支 店	〒672-8023 姫路市白浜町甲329番地	079(246)1751	8:00~21:00	9:00~19:00
	⑩ 妻 鹿 出 張 所	〒672-8031 姫路市飾磨区妻鹿899番地の2	079(246)3141	8:45~21:00	9:00~19:00
	⑪ 姫路中央支店	〒670-0965 姫路市東延末二丁目163番地	079(223)7871	8:00~21:00	9:00~19:00
	⑫ 今宿支店	〒670-0055 姫路市神子岡前一丁目2番10号	079(298)3567	8:00~21:00	9:00~19:00
	⑬ 城 西 支 店	〒670-0084 姫路市東辻井二丁目6番31号	079(293)1111	8:00~21:00	9:00~19:00
	⑭ 野里駅前支店	〒670-0806 姫路市増位新町二丁目18番地	079(224)2345	8:00~21:00	9:00~19:00
	⑮ 御立支店	〒670-0074 姫路市御立西六丁目3番28号	079(297)4555	8:00~21:00	9:00~19:00
	⑯ 家島支店	〒672-0101 姫路市家島町真浦2137番地	079(325)1122	8:45~17:00	—
	⑰ 坊勢出張所	〒672-0103 姫路市家島町坊勢133番地	079(327)1221	10:00~15:00	—
	⑱ 神戸中央支店	〒650-0004 神戸市中央区中山手通二丁目4番11号	078(391)6011	8:00~21:00	9:00~19:00
	⑲ 神戸駅前支店	〒650-0027 神戸市中央区中町通四丁目2番16号	078(341)4805	8:00~21:00	—
	⑳ 新長田支店	〒653-0841 神戸市長田区松野通三丁目3番28号	078(611)6331	8:00~21:00	9:00~19:00
	㉑ 御旅支店	〒652-0804 神戸市兵庫区塚本通四丁目3番5号	078(575)8886	8:00~21:00	9:00~19:00
	㉒ 六甲支店	〒657-0027 神戸市灘区永手町三丁目4番15号	078(851)2311	8:00~21:00	9:00~19:00
	㉓ 五毛出張所	〒657-0815 神戸市灘区薬師通一丁目2番7号	078(881)6211	8:45~21:00	9:00~19:00
	㉔ 滝の茶屋支店	〒655-0883 神戸市垂水区王居殿一丁目5番2号	078(751)1955	8:00~21:00	9:00~19:00
	㉕ 学が丘支店	〒655-0004 神戸市垂水区学が丘四丁目22番41号	078(782)8111	8:00~21:00	9:00~19:00
	㉖ 東灘支店	〒658-0011 神戸市東灘区森南町一丁目6番5号	078(451)0161	8:45~21:00	9:00~19:00
	㉗ 藤原台支店	〒651-1302 神戸市北区藤原台中町一丁目2番2号	078(981)5552	8:00~21:00	9:00~19:00
	㉘ 有野出張所	〒651-1321 神戸市北区有野台二丁目1の1	078(981)1201	8:45~20:00	9:00~19:00
	㉙ 山の街支店	〒651-1221 神戸市北区緑町六丁目1番1号	078(581)0011	8:00~21:00	9:00~19:00
	㉚ 鈴蘭台支店	〒651-1113 神戸市北区鈴蘭台南町六丁目14番20号	078(592)5881	8:45~21:00	9:00~19:00
西宮市	㉛ 甲子園支店	〒663-8151 西宮市甲子園洲鳥町9番10号	0798(47)4151	8:00~21:00	9:00~19:00
明石市	㉜ 大久保支店	〒674-0058 明石市大久保駅前二丁目6番地の5	078(936)6231	8:00~21:00	9:00~19:00
加古川市	㉝ 東加古川支店	〒675-0101 加古川市平岡町新在家275番地	079(423)2455	8:00~21:00	9:00~19:00
高砂市	㉞ 加古川支店	〒675-0065 加古川市加古川町篠原町50番地の7	079(423)0131	8:45~21:00	9:00~19:00
たつの市	㉟ 高砂支店	〒676-0072 高砂市伊保港町一丁目8番1号	079(448)6001	8:00~21:00	9:00~19:00
たつの市	㉟ 御津支店	〒671-1341 たつの市御津町釜屋10番地の5	079(322)1151	8:00~21:00	9:00~19:00
相生市	㉟ 新宮支店	〒679-4313 たつの市新宮町新宮1040番地13	0791(75)3211	8:45~21:00	9:00~19:00
赤穂市	㉟ 相生支店	〒678-0031 相生市旭一丁目2番地の3	0791(22)4425	8:45~21:00	9:00~19:00
赤穂市	㉟ 赤穂支店	〒678-0239 赤穂市加里屋50番地の6	0791(43)1301	8:00~21:00	9:00~19:00
揖保郡	㉟ 尾崎出張所	〒678-0226 赤穂市さつき町11番地の9	0791(45)1238	8:00~21:00	9:00~19:00
赤穂郡	㉟ 太子支店	〒671-1561 揖保郡太子町鶴1327番地の7	079(276)4141	8:00~21:00	9:00~19:00
佐用郡	㉟ 上郡支店	〒678-1231 赤穂郡上郡町上郡1645番地の81	0791(52)0330	8:00~21:00	9:00~19:00
佐用郡	㉟ 佐用支店	〒679-5301 佐用郡佐用町佐用3013番地	0790(82)2224	8:00~21:00	9:00~19:00

営業地区
姫路市・加古川市・高砂市・赤穂市・相生市・加西市・明石市
小野市・三木市(旧美嚢郡吉川町を除く)・三田市・神戸市
芦屋市・西宮市・宝塚市・尼崎市・たつの市・揖保郡
赤穂郡・佐用郡・加古郡・神崎郡

